

2019年3月1日発行(毎月1回1日発行) 第19巻第3号(通巻527号)

LIBRA

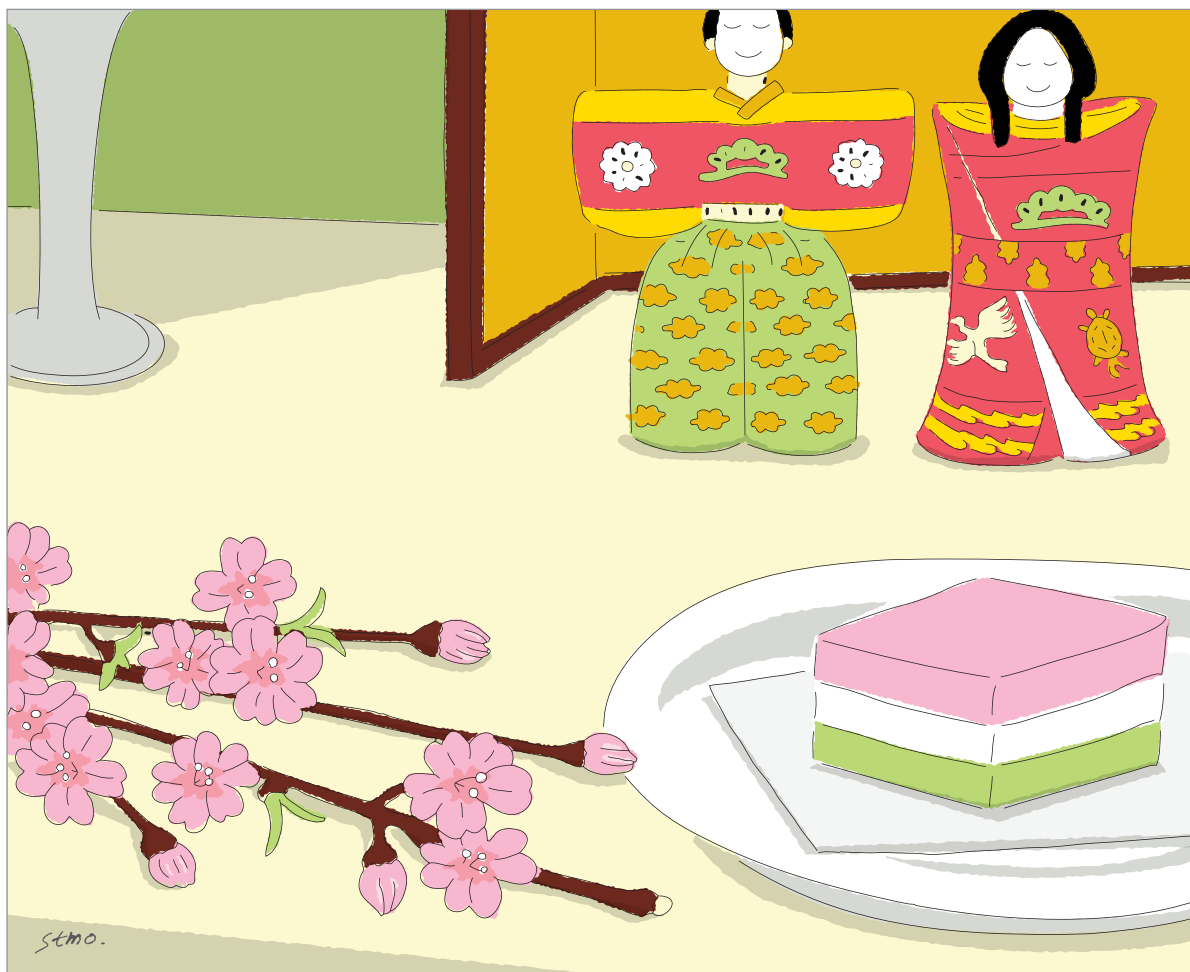
2019年 3月号

〈特集〉

坂本弁護士殺害事件と弁護士業務妨害

〈クローズアップ〉

2018年度 理事者の1年



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2019年3月号

特集

02 坂本弁護士殺害事件と 弁護士業務妨害

- ・寄稿：坂本弁護士殺害事件と弁護士業務妨害 中村裕二
- ・座談会：坂本事件と弁護士業務妨害

クローズアップ

14 2018年度 理事者の1年

- ・理事者座談会
- ・監事対談

ニュース&トピックス

- 24 ・立会弁護士の意義—ブラッシュアップ研修会を通して—
- ・2019年度 東弁役員等選挙

連載等

- 26 常議員会報告（2018年度 第9回／臨時第3回）
- 32 東京弁護士会市民会議
第46回 ヘイトスピーチの現状と当会の取り組み状況について
- 34 広報委員会市民交流部会の活動紹介 沖陽介
- 35 今、憲法問題を語る
第88回 シンポジウム「自衛隊の現状と9条改正」について 石原修
- 36 もっと知ろうよ！オキナワ！
第20回 若手会員による『沖縄訪問』報告 内村涼子
- 38 近時の労働判例
第71回 最高裁第二小法廷平成30年9月14日判決
（日本郵便（期間雇用社員ら雇止め）事件） 森田梨沙
- 40 東弁往来：第62回 法テラス可児法律事務所 根本達矢
- 42 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第76回 地方の若手弁護士に聞く～拡大版！広島弁護士会 編～ 川端実
- 44 わたしの修習時代：往時茫々 24期 小野瀬有
- 45 70期リレーエッセイ：フットゴルフ 松久僚成
- 46 お薦めの一冊：『アメリカとヨーロッパ 揺れる同盟の80年』 内野真一
- 47 コーヒーブレイク：かたいイシによる苦痛との戦い 横山裕一
- 48 同好会通信
vol.11 ゴルフ倶楽部 東京弁護士会ゴルフ倶楽部への誘い 松尾慎祐
- 50 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 58 インフォメーション



座談会

2018年度 理事者の1年

2018年度の理事者の任期もあと1か月を残すところとなりました。今年度の執行部はチーム安井として、三つの柱を立てました。一つ目の柱は「弁護士の活動領域の拡大」、二つ目の柱は「若手会員へのサポート」、三つ目の柱は「三つの守る」とし、「守る」の一つ目は「人権を守る」、二つ目は「平和を守る」、三つ目は「弁護士自治を守る」です。その職責を果たすべく、人権擁護に向けた積極的な活動、若手会員へのサポート、弁護士の活動領域の拡大、財務問題、公設事務所のあり方の検討、災害時の会員・市民へのサポート、大量懲戒請求問題など、さまざまな課題に取り組んできました。

そこで、会長・副会長に、この1年を振り返ってたくさんの実感や思いを語っていただきました。また、お二人の監事にも対談をお願いしました。

スタート時を振り返って

石黒：それでは、始めたいと思います。まず、本年度スタート時を振り返って皆さんの就任時のお気持ちを聞きしたいと思います。まず会長からお願いします。

安井：はい。年度の初めを振り返ってみますと、チーム安井ということで6人の副会長の皆さん方から頑張りましょうと言っていただきまして、私が三つの柱を立てて、迷ったらそこに戻るということを基本に考えてきました。

一つ目の柱は、「弁護士の活動領域の拡大」です。これは単に業務の拡大ということではなくて、業務を拡大することによって「法の支配」が社会のすみずみまで行きわたり、市民の皆さん方の人権侵害等について我々が対応していくことができるという意味で、人権保障につながると思います。

二つ目の柱は、「若手会員へのサポート」です。東京には会員が8,500人ぐらいいます。その半分近くを若い会員が占めています。ですから、若手会員へのサポートというのは弁護士会の中核になっている、基盤になっている人たちに対するサポートという意味に置き換えられると思います。そこで、若手会員へのサポートを、二つ目の柱に立てました。

三つ目の柱として、三つの守るということを考えました。一つ目は「人権を守る」、人権保障ですね。二つ目が「平和を守る」、そして三つ目は「弁護士自治を守る」としました。

この三つの柱をもって6人の副会長と一緒に、対外的には市民の皆様方、対内的には会員の皆様方、また忘れてはならないのは職員の皆さん方に対する対応をしっかりやっていくということで進めてまいりました。



会長
安井 規雄 (34期)

石黒：ありがとうございます。それでは、石原さんいかがですか。

石原：とにかく、自分に副会長が務まるのか不安だったことは覚えています。逆に何かこれをしてやろうとか、大層な気持ちはあまりなかった気がします。何か面白くない答えですみません（笑）。

石黒：いいえ。市川さんどうですか。

市川：僕は、選挙公報にやりたいと思ったことを書いたの、その通りなんですけど。要するに弁護士会の役員をやるということは会員の皆さんから弁護士会をあずかるということになるので、そのあずかるというのはまさに弁護士会の財布をあずかるのと同じことになると思うので。そうすると、無駄をなくして合理化をしていくというのが私がやりたかったということですかね。

石黒：海野さんいかがですか。

海野：僕は、それまで綱紀委員会をやっていましたが、大量懲戒請求が続いていたものだから、その関係で助力できるかなと思ったぐらいで、本当にあまり何も考えていなかったという。まあ、開始時はやっぱり、僕は1人の事務所だから自分の業務とどういうふうに折り合いをつけたらいいのかということばかり考えていたような気がしますね。

あと、ずっと言われていたのが、職員に嫌われないようにしろと（笑）。今までのやり方だったら絶対にだめだとずっと言われ続けていて、それで、口角を常に上げていなきやいけないと、それはもうしなくちゃいけないなとずっと思っていました。

石黒：大事、大事。ありがとうございます。道さんいかがですか。

道：私は、実はスタート前に腰痛を起こして。3月の中旬に本当に歩けなくなり、今だから言うけど、ゴールデンウィークまではかなり厳しく。ご飯を食べていても冷や汗をかいてきて、初めてご一緒する皆さんの前でこういう状態って大丈夫なのかと（笑）。

そういう意味で、健康第一と思っていたのと、あとやっぱり東弁のアイデンティティーについて、考えなきやいけないだろうという思いはありました。全国で一番大きいからこそ、個性が見えているよう

で見えていないので、会のアイデンティティーが何かを考えないといけないし、考えたいと思ったのは覚えています。

石黒：次に、坂口さんいかがですか。

坂口：そうですね、やはり自分の公聴会で言ったこととか、公約的なものとしてまとめたものに集約されているのかなと思うんですね。

ただ、それほど会務もやっていなくて、やっていけるのかなという不安はありましたね。ただその中で、縁というのは不思議なものだなと思ったのは、実は海野さんとは事件で相手方の代理人となって、同じように安井会長とは、これもまたひょんなことで事件の相手方で。それがこうやって出会うというか、そういう縁というのは不思議なものだなと思いました。

石黒：最後に私ですが、私は会務経験が非常に少なくて。しかもいきなり筆頭副会長という非常に場違いなポジションを得て、周りは戸惑っていたと思いますし、本人もものすごく戸惑っておりました。ただ、知らないからこそできるということがあるんだろうと思っていました。弁護士会の常識は私にとっては非常識、弁護士会の非常識は私にとって常識と思い、そういう目で会務を見て、貢献できることがあればよしとやっていこうというのが最初に思ったことです。

その中で、非連続性というのがこの会の常識なのかなというのを実感していました。執行部が変わると政策が変わるし、せっかく前の人たちがやってきたことがうまく引き継がれないという意味で、非連続な組織だなと感じました。

就任前と就任後で違って驚いたこと

石黒：では次の話題に移ります。その後、毎日のように会務に携わってきたわけですが、就任前と就任後で一番違って驚いたことは何だったでしょう。

安井：私はだいたい週の前半は東弁を中心に、後半は日弁連の会議があるので、日弁連中心になります。自分なりに前半と後半とに分けてやってきました。後半の方は弁連大会だったら（会館を）留守にしますので、そのときには筆頭にお任せして、あとはみ

副会長
石黒 美幸 (43期)



んなにシェアしてもらってやっていくということで。そんなに就任前のイメージと違ったなという感じは受けていません。

石黒：市川さん、何かあったでしょうか。

市川：そうですね、僕はやっぱり、職員の人たちの残業がすごく多いというのが一つ。あと、どんどん予算の額が増えていっているというのが思ったことです。

石黒：海野さんいかがですか。

海野：個人的な話ばかりになっちゃうんだけど、こんなに現場の対応が多いのかと。

連絡を取りづらい会員の事務所に行って訪問してくるというのがあって、それも副会長じゃなきゃできないと言われて、それをやったりというのがありました。

石黒：なるほど。道さんいかがですか。

道：さっきアイデンティティーという話をしましたが、就任してみて、東弁にとって財政自治をいかにキープするかというのが、それこそ弁護士自治の結構中心的な課題の一つなのかなということを思いました。

石黒：石原さんいかがですか。

石原：驚いたと言えばもう全てに驚きました。個人的には、やはり業務量が物凄く多いということにびっくりして。やる前は、副会長6人もいらんんじゃないかと思っていたけど、6人でも全然足りないほど細かい業務をたくさん任されていて。初めに聞いた話では、朝早く来れば5時ぐらいには帰れると言われていたけど、全くうそでした（笑）。

あと、職員の人がかとにかく働いていて疲れていること、財務状況がすごく悪いことが、びっくりしたことですね。

石黒：ありがとうございます。それでは、坂口さんいかがですか。

坂口：東弁の財務状態というのが、やはりショックでした。大所帯なので、何でもできるぐらいの財政的なバックアップがあるのだらうと思っていたのが、さにあらず非常に厳しいと。繰越金も枯渇するというのは具体的なシミュレーションの中で出てきますけど、それが非常にショッキングで、若手支援といった、それ以外の会務活動ということでも、先に必

副会長
海野 浩之 (45期)



要なものは財務なので。それをどう健全にするかを考えるのは、理事者の役割なのかなと思いました。

石黒：私自身は二つ驚いたことがあって、一つは東弁が会計監査を受けていないということ。もう一つは、皆さんも言っているように、副会長の業務の多いこと。この一年、朝9時半に来て、夕方6時過ぎにいたい帰っていますが、ひっきりなしに仕事があって。私は委員会の手持ちが少ない方だったので、そんなに会議には出なかったんですけど、決裁は多いです。日々の細かな職員からの相談とか、突発的にいろいろ入ってきますので、暇だったことがほとんどなかったという印象です。腰を落ち着けて起案をする時間を取るのが結構大変だったなと思っています。職員もそうですし、副会長も忙しいので、最初のころに思ったのは、この業務を何らかの形で減らして、整理整頓していかないといけない、と思いました。石原さんじゃありませんけど、本当に全然早く帰れない（笑）。

海野：確かにそうなんだよ。えー、もう一日終わっちゃったのかと。

重要課題とそれに対する取り組み

石黒：次は、重要課題とそれに対する取り組みです。では、まず石原さんからお願いします。

石原：一番は、いわゆる貸与制世代への支援をどのようにするかということで、当初から、会員の意見を知るためにアンケートを取ることに、実現可能性と規模を検討するために財務シミュレーションすることの二つは絶対にやる必要があると思っていました。ところが始めてみたら、財務シミュレーションの状況が想像をはるかに超えてひどいということが分かり、財政改革を求める意見が段々と増えてきて、どうしたらよいのかとなって大変だったのですけど。

石黒：道さんいかがでしたか。大きな課題として、公設事務所改革がありましたね。

道：公設事務所は、先ほどから出ている財政問題の一つの課題でもありました。公設事務所が存在すること自体、実はポジティブなことですが、昨年度ま

でに会からの借入れが相当膨大になってしまった。その解決と公設のあり方をどう折り合いをつけるか、悩んだ半年ではありました。

さっき石黒さんが、非連続性というものの悩ましさをご指摘されましたが、財政問題もこの非連続性とかかなり深くリンクしていると思います。非連続性というのは、どんどん方向性を変えていける要素のようで、そうではない。非連続の中で積み重なっている歴史というものを、むしろたった1年の任期で変えられるかということ、それは本当に難しい。とりわけ、大きな課題に取り組むのは時間切れになりがちであると感じました。

そう感じつつ、昨年度執行部がPTを立ち上げてくださったおかげで、公設については一定のめどは出せたと思っています。

石黒：お疲れさまでした。次に、海野さんいかがですか。当会が抱える問題として、いわゆる大量懲戒請求の問題がありました。

海野：そうですね、大量懲戒請求に関しては、4月に入るときにはもうすでに日弁連である程度新しい実務の方向性が決まっていて、懲戒申立として受理しないといういわゆるA対応と、開始決定と議決を同時に送るというB対応。それが出されていることは知っています。ただ、どの程度の事務量がB対応で軽減されるのかというのが分からなくて。

4月になってから、B対応といってもやっぱり開始決定と議決が離れているのは望ましくないので、せめて2週間以内に議決を出して送ろうという話をしていたんだけど、職員が残業や休日出勤で余儀なくされるということになって。こんなやり方でいいのかな、という疑問は残らないではなかったですね。

他方、やっぱり弁護士自治を前提に与えられている懲戒制度なんだから、それはしっかりやっていかなきゃいけないなという、そういう思いがありました。

石黒：本年度はオウムの死刑囚の執行が相次ぎ、それに対する会長声明など出しましたが、担当だった坂口さんいかがでしたか。

坂口：死刑の問題を振り返ってみると、例えば死刑を廃止すべきだと考える人たちには、国家が刑罰権の

発動だとはいっても人の命を奪っていいのかというのがまず根底のところにあるんですよね。他方で死刑は存続すべきだと考える人たちの側で考えると、故意による殺人でなくても、例えば交通事故でも、ある日突然家族が命を奪われてしまうと絶対許せないと思うんですよね。その場合に極刑をと考える気持ちもわかりますよね。

7月にオウムの死刑囚の死刑執行に直面したときの会長声明や会長談話を出したときは、かなり冷静に考え検討しました。

会内の合意を形成していくためには、いろいろな考え方がある中で、率直に意見交換をしながら、死刑制度というか、もっと言えば刑罰をどうとらえているのか、どう見直していくべきなのか冷静に議論していかなければならないのではないかと、そう感じています。

死刑の問題だけではなくて、憲法改正の問題や外国人の問題等、様々な弁護士会の内外の問題があり弁護士会を取り巻く状況が本当に日々変わっていく時代になっています。いろいろな意見がある場合でも弁護士法1条の精神に沿って冷静になって考えていくことが重要なことだと思います。

それは普通の法律の制定なんかに言えて、たまたま予期しなかった所有者不明土地の特措法の問題に関わったんですけど、それも結局わずか2～3カ月の審議で法改正されて、施行されていく時代にあります。

このような時代だからこそ、弁護士法1条の自由と正義のための活動を推進すべき役割が弁護士会、とりわけ東弁に求められているのだと思います。

石黒：もう一つ、市川さんと私が中心になって取り組んでいたことに事務局の生産性向上というのがありました。これはさっきも出ていたように、職員の残業が非常に多いということで、職員の生活を圧迫しているのではないかと。副次的な副作用としては、残業時間が増えることによって会財政の負担にもなっているということで、職員の生産性を上げて定時には帰れるような仕組みをつくろうということで取り組みました。

この取り組みは、生産性向上ということで、東京弁護士会プロダクティビティープロジェクト、TPPと名付けてやってきました。最初に取り組んだのが、職員の意識改革でしたが、これがなかなか難しかったです。やはり人間慣れ親しんだことを急に変えろと言われても変わるわけはありませんので、まだまだ時間がかかることだと思っています。

意識改革を働きかけること以外に、各課で時間が今かかっている業務を洗い出して、時間を短縮するには何ができるか考えて、できることは着手して今試行してもらっているところです。本年度一つか二つ、そういった業務の改善を図って、また次年度以降も一つでも二つでもいいので、仕組みをつくっていただきたいと思っています。

そのほか、やっていく途中でいろいろな課題が出てきましたが、それぞれ担当した中で、これは大変だったというのをさらに挙げてもらいたいと思います。

石原：貸与制世代対策に加え、会財政問題、会費減額問題と新入会員減少の問題が起きて、これらが一つの問題になってしまったことですね。

会費減額問題は、他から降ってわいたような問題ではあったのですが、降ってわいて分かったことがたくさんありました。振り返ると、はじめ会財政問題は、今後予算を組む未来の執行部の問題と考えていたのだと思います。それが、会費減額問題が出て、シミュレーションを組み直し、今のままでは誰に対しても全く値下げできないとの結論がすぐ出て。新入会員だけ減額したらどうなるのか、65期以降だけ減額したらどうなるのか、もし下げなかったら新入会員はどれくらい離れていくのかとか、いろいろシミュレーションを組んでいるうちに、どうしたら破綻しないシミュレーションが成り立つのか考えるようになり、事業費と管理費、双方の増加率を1%に抑えれば何とかなのではないかという結論に至って、その提案にたどり着いたわけです。

ただ、増加率1%を今後実現できるかは大変なこととて、継続的に財務改革をやって行かなければならないです。

石黒：あと、日本でいち早くセクシャルマイノリティー

関連の内規改正をした東弁ですが、担当であった道さんいかがでしたか。

道：はい。これは、職員の福利厚生に関わる制度を、同性カップルのパートナーにも適用しようという施策でした。他会も検討中のところが多かったのですが、先駆けて当会が踏み切った、ということになります。これは、会長はじめ皆さんよくご決断くださったと思っています。財政的なインパクトは少ないけれども、政策的には少なからず悩ましいところもあったし、先駆けて最初にやるということはそれなりのリスクも負う。にもかかわらず、会長の三つの守るの一つ、「人権を守る」ということに立ち返って、ご決断くださったことに感謝しています。また、それが外に与えている影響というのは結構感じていて、メディアからはもちろん、他会からも問い合わせが多く来ます。やっぱり東弁って、こういうことを切り開いていくというのが存在意義、アイデンティティーなのかなと、そう感じています。

石黒：そのほか、法律相談センター問題は、どうでしょうか。

坂口：法律相談センター問題は、私が数年前のPTに関わっていたということで、担当の海野さんとともに、この問題にも関与させていただきました。さっき道さんが、1年で執行部の方針を実現するというのは難しいとおっしゃったんだけど、法律相談センターも、歴史的な経緯があって、意義もあってつくり上げてきたシステムです。それをどのように今の財務状況の中で維持していくべきかという話になったときに、なかなか具体的な方向性が出せない。

それで改めて、相談件数や受任件数、それから収入、支出、特に法律相談に表れない支出がどうなっているのかなど問題を掘り下げ、事務局から資料を出してもらって整理しているところです。

石黒：ありがとうございます。あと、今年度は災害が多い年で、被災地弁護士会への支援をしたり、あるいは当会も被災した場合の対応をどうするかというのを考えた年でもありました。

海野：まさに災害の年だったですね。西日本の豪雨災害もあったし、大阪の地震があり、胆振・札幌で

副会長
坂口 禎彦 (46 期)



の地震もありというところで。

この課題は重要なんです。ただ、災害が起きるとわっとなるんだけど、それが収まると何となく忘れてしまう。やっぱり会員の意識も共通にしないといけないし、弁護士会がやっている分野全部についてある一定期間災害対応をしなくちゃいけない。会館の維持もそうだし、いわゆる弁護士会のBCPと言われている業務継続性の問題もそうだし、会員のケアも必要ということになって非常に難しい、難問でした。

あとは、弁護士会の共助というか、単位会の間の共助、援助というのは絶対に必要だと思うし、それがまた災害協定の問題になっていって、隣接する単位会同士の協定もありうるし、離れたところの会との間で協定を結んで業務の一部を短期的に担ってもらうことも必要になってくる。そのためには、この先またお話があるのかもしれないけれども、メールアドレスの取得の問題とか、会からの災害時の連絡手段なども必要になってくるかなと思います。

石黒：メールアドレス等の届出事項追加は、今出た災害対応とも関係があって、会員への連絡手段を多様化し、かつ確保するというのが災害時に会員へ連絡する際に必要だし、そもそも会が負っている会員の指導監督の責務を果たす上で必要であることから提案しました。さらには、メールで会員に連絡することによって、相当程度の通信費用を削減できるということも期待していますが、総会で会員の皆様にご承認いただきたいと思っています。

記憶に残ったこと、学んだこと、 今だから言えるけどひそかに苦労したこと

石黒：次に、この1年で記憶に残ったこと、学んだこと、今だから言えるけどひそかに苦労したことがあれば、お願いします。会長いかがですか。

安井：私は6人の副会長の皆さんと一緒に仕事をやったということが一番印象に残っています。自分がやれないことは、それぞれの担当副会長にやっていたことができました。例えば、会長声明、会長談話なども、

副会長
石原 俊也 (47 期)



本当に臨機応変に対応していただきました。

目黒の児童虐待の事件で、何か弁護士会から社会にアピールできないですかねと言っていたところ、会長声明を出すことができました。自分でもの言えない人たちのために弁護士会として、温かい気持ちを示すことも人権を守ることだと思います。そういう意味で、人権保障の原点みたいなどの表明ができたことを、私はうれしく思っています。

最後に、むつみ会の美術展(笑)に副会長全員が作品を出展しました。それと私の誕生日に誕生日のお祝いとして、フォトフレームを頂きました。また、クリスマスには、マフラーを頂きました。こんなことをしていただいた会長はあまりいないんじゃないかと思います。私は、弁護士会は、みんなで作っていくものだと思うし、会務もみんなで行うものだと思うので、いろいろな成果はそれぞれの分野で活躍したそれぞれの副会長の皆さんの業績だと思います。そういうのをまとめて、「チーム安井」だと思います。誰かがちょっと休んだらみんなでカバーする。石黒さんが頑張りすぎて怪我したときもみんなでカバーしました。

そういう意味で私はこの1年間、皆さんと一緒にこういう仕事に携われたことに非常に感謝しておりますし、うれしく思っています。

石黒：次は、道さん。

道：やはり、皆さんとご一緒できてとても幸せでした。

あと、忘れてはならないのは職員の皆さんが献身的に働いてくださって、もちろん働き過ぎているということもあるんですけども、それに支えられたというのが実感です。

そういう中で感じたのは、職員の皆さんが「不連続性」の中で、どういうふうに志と元気を維持して仕事をしていただけたかということを、私たちも考えなきゃいけないと思いました。

あともう一つ、先ほどから言っている東弁のアイデンティティーというのは、執行部だけじゃなくて多くの方を巻き込んでみんなで考えていかなきゃいけないということ、財政問題の難しさと絡めて痛切に感じました。

副会長
市川 充 (47期)

結論めいたものはないんだけど、東京弁護士会はやっぱ健全でなければいけないので、財政的な課題もその他の課題も克服しつつ、サステナブルでありつつ。でも、会長がよく言われることと通じるんですけど、やっぱり理想と夢を忘れてはならないという気がして。それを、どういうふうに具体的に集中と選択に落とし込んでいくのかということを、みんなで考えていくべきだなということ。それが、一番感じたことです。

石黒：ありがとうございました。市川さん、いかがでしょう。

市川：東弁の役員になるというのは会員から当然あずかるという話もさせていただいたけれども、同時に職員との関係では雇用主という立場になるわけで。そうすると、僕らにできることはいったい何なのかなと考えたときに、働き方をどうやって改革していくのかというところに、早い段階から取り組めたのがよかったかなと思います。

それは当然時間のかかることだから、1年でできることではないですけども、その仕組みをつくるということで、トップダウンではなくて、むしろ職員の人たちの中から出てくるボトムアップ型のものがないかなということで石黒さんともいろいろ話をし、セミナーをやってみたりした。要するに何のために東弁で働いているのか。東弁のためにどうすれば貢献ができるのかということを、職員一人一人に考えてもらうという、そういうことができないかなと思ったので。まだまだ道半ばですけども、それに着手できたのが一つ大きな記憶に残ったことかなと思います。

石黒：石原さんいかがですか。

石原：記憶に残ったことはむつみ会をはじめとしていろいろありますが、とにかく自分1人では何もできないということがよく分かった1年でした。

あと、仕組みを変えるのは本当に大変だということも分かりました。絶対にこれは当たり前のことから誰も反対しないだろうと思って提案しても、必ず反対意見を出す人がいて、でも理由を聞くと、ああ、なるほどということがありました。

副会長
道 あゆみ (47期)

今だから言える話というのは私の場合なくて、飲み会が続いて倒れたり、尿管結石になったりしましたが（笑）、すぐ周りの人が気付いて助けてもらえました。その節はありがとうございました（笑）。

石黒：坂口さんいかがでしたか。

坂口：やっぱり人はそれぞれ個性があって、考え方も十人十色ですが本当に1年間仲良くやってきたと思います。かなり議論もしてきた成果なのかとも思いますが、役員間で同じような思いがあるのかなと、理事会などでは勝手に思っていました。そういえるところまで仲良くやってこられたことは、非常によかったと思います。

他方で、自分がこういう場に身を置かなければ分からなかったことも沢山あって、いろいろ経験したことをほかの会員にも伝えていきたいと思いました。それに会員間で共通の認識がないとなかなか東弁の活動もできないんじゃないかなと思うので、それをどうすれば伝えることができるかということを考えています。私は今これという明確な回答を持ち合わせていないんだけど、そういうことをやっていかなければいけないんじゃないかなと思っています。

こうやって振り返ってみると本当に1年が早くて、限られた時間の中でタイムスケジュールを組んでやろうとしたことはすごくよかったと思っています。次年度の役員会もいろいろ試行錯誤しながらやっていくんだと思うんですけど、これだけはやっていただきたいということは、伝えていきたいと思っています。

石黒：海野さんいかがですか。

海野：もう皆様よく知っていると思うんだけど、僕一番最初の『LIBRA』の「役員紹介」の原稿で、感情が表に出てしまうところが短所と書いたんだけど、まさにその通りのことをみんな見てきたと思う。僕はいつも仕事が降ってくると、何で俺がやらなきゃいけないんだと言いながらやっていて、本当に、役員室に来たくない朝ばかりでしたね（笑）。

石黒：そうだったんだ。

海野：だけど、みんなを褒めるわけではないんだけど、役員室に来てみんなの顔を見ると、やらなきゃいけないかなというかな。まあ、何というかな、これが不

思議なんだけど、僕はみんなの顔を見て嫌だと思ったことは1回もなく。追いついてやらなきゃいけないとか、任されているならば能力をいっぱい使って信頼に応えなきゃいけないという気持ちしかなくて、それは本当に幸せな1年だったと思います。

それから、すごく印象に残っているのは、僕は、仕事がうまくいかなくなってしまって会と連絡が取れなくなってしまう会員の方を見に行ったりして。一方で会務で活躍している会員の方を拝見するにつれ、やっぱり弁護士の間の格差みたいなものがすごく広がっていて、本当に、僕が考えたぐらいではどうしようもないんだけれども、社会の縮図なのかもしれないですけど、何とかならないのかなということ強く思います。

会務活動とか委員会活動をやることによって、会員であることを上手に活かしている人たちと、まったくコミットできてない人たちがいて、その差はものすごく大きなものがあって。弁護士自治ということを語るの大切なことだと思うし、僕も綱紀・懲戒制度にずっと携わってきてそう思うんだけれども、そこに目を向けないと会もたないんだろうと強く思いました。

石黒：ありがとうございます。

私が1年を通じて記憶に残ったことは三つあります。一つは運動会で転んで骨を折ったこと（笑）。

道：それはそうだ（笑）。

石黒：これはさすがに痛かったですが。

二つ目は、やはりよき仲間恵まれたこと。

学んだこととしては、弁護士会では時間をかけることが大切なんだなということ。事務所の仕事では常にスピードが求められます。弁護士会に来てびっくりしたのは、早くても1カ月単位で物事が進むと。何でこんなにのろいんだろうと思って最初はいらしていたんですけど、やはりそれは理由があって、いろいろな考えの人、いろいろな利害対立がある中で、それをうまく調整しながら前に進むにはやはり時間って大事なんだなと。組織によって流れている時間、必要な時間というのが全然違うんだなというのが私がここで学んだことです。

次年度に引き継ぎたいこと、 会員の皆さんに伝えたいこと

石黒：最後、次年度に引き継ぎたいこと、あるいは会員の皆さんにぜひこれは知っていただきたいことなどをそれぞれお話しください。

安井：次年度に引き継ぎたいこと、これは各執行部の方針がありますから、強制することはできません。ただ、1人では何もできないので、副会長の皆さんと一緒に、議論しながら、話し合いながら進めると良いのではないかと思います。

そして忘れてはならないのは、先ほどからありますように職員の皆さんの意見も聞きながらやってもらえれば、というふうな気がしております。

石黒：ありがとうございます。では、海野さんお願いします。

海野：会長の考えていることとやっぱりかぶるんだなと思って（笑）。

石黒：言われちゃいました？

海野：だから会長と一緒にやってこられたのかなと思いつつ。何を言いたいかというと、やっぱり職員の方のことなんですね。僕は、自分の能力は取りあえず置いておきますけれども、よく分からないこともいっぱいあって。だから一生懸命職員にいろいろと聞いた口だと思うんです。会が継続してやってきたことを一番分かっているのは職員なので、職員の意見をよく聞いていただいた方がうまくいくのかなと思います。

石黒：ありがとうございます。では坂口さん、お願いします。

坂口：やっぱり同じことになりますかね。ただ、いろいろな重要課題というか政策的なこと、抜き差しならない事態に至っている財務問題などもあるので、それを中心に真摯に伝えて、引き継いでいただきたいなと思います。

具体的なことは、やっぱり事実が大事で、事実を踏まえてどうするかということが大切。やり方をどうすべきかというのは次年度の役員の方が決めることだと思うんですけど、現状というか、事実を引き継いでいきたいと思っています。

そして、会長や海野さんも言われたように、職員との関係ですかね。それをないがしろにしたらおそらく会務は回っていかないと思うので、そういうことです。

石黒：じゃあ、石原さんお願いします。

石原：今坂口さんが言っていた財務問題と、TPPの問題、これは制度を作る必要があると思っています。

あと、ある課題を検討中に、調べたら過去の理事会で同じような問題を検討して理事会で決定を出していたと分かったことがありました。疑問が生じたらまず過去の例を含め職員に聞いてよく話し合うと良いと思います。

石黒：市川さんお願いします。

市川：石原さんが言われたように、やっぱり財務の問題と働き方のところは単年度だけではとても無理なので、長いスパンをかけてやっていくのだろうなと思っています。

そのほかあえて挙げれば、例えば公設事務所の問題なんかも、今年度は公設事務所はかなり努力していただいて、経営改善もしていただけたけれども、会員の理解を得ていくための努力というのはこれからも必要なかなと思います。

石黒：ありがとうございます。道さんお願いします。

道：一言で言えば、非連続性、1年任期という条件の中で、真により決断をしていっていただきたいと思っています。それをする中で、コミュニケーションが不十分であると、本当に批判されて、つらい思いをするこ

とになってしまうので、そういう決断をする上では、職員との関係もそうですが、会員との関係でいかにコミュニケーションを取るか。

そのプロセスが、私が担当している広報でもあるんですけど、海野さんが言われたように、会内民主主義の土台が不確かになっていっているとしたら、会員にどこまで情報を発信し、どこまで声を吸い上げるかということに本当に知恵と工夫を絞っていただきたいなと思っています。今年度は会員向けの「東弁めやす箱」、職員向けの「東弁めやすい箱」を作りましたが、声を吸い上げる仕組みは続けていっていただきたい。また、広報も大いに活用していただきたい。

そういう中で、この東弁を真に夢のある、理想にあふれた会にしていっていただきたいなと思っています。

石黒：ありがとうございます。では最後に私が次年度に引き継ぎたいことですが、これは何かというと、大きな変更には周到的な準備と必要な時間をかけることが重要だということです。特に時間をかけて手続きを踏むことはとても大事です。

ということで、座談会の議題はだいたい終わりましたが、そのほか、これはぜひ言っておきたいことがありますか。

道：言い忘れたこと、会長ないですか。

安井：何かみんなと別れるの寂しいです（笑）。

副会長一同：会長とは別れたくても別れませんから。

安井：そうですか（笑）。



1 年を振り返って

監事 大八木 葉子 (50 期)

監事 黒寄 隆 (50 期)



大八木：黒寄さん、監事の1年を振り返っていかがですか。

黒寄：監事に就任してから、原則として週2回開催される理事者会や月例監査、予算編成会議に出席させていただきました。また、オブザーバーとしてですが、財務委員会、公設事務所の在り方PTにも出席いたしました。

就任当初は、当会の財務内容を少しでも早く理解しなければならぬという気持ちを強くもっていました。当会の収入の大半は会員から徴収する会費で、とても複雑ではありますが様々な支出項目・支出額も過去の決算書にははっきりした数字が出ています。

しかし、決算書の数字だけ眺めていても、一定の事業がどのような経緯、意図のもとに行われており、どのような問題があるのかを理解しなければその支出の相当性を判断することは難しいところです。そこで、実際に理事者会に出席して当会の様々な事業の実態を知ることがとても有意義でした。

特に今年度は、今後の財務のシミュレーションによると、例年のとおり支出が増加していけば繰越金なくなってしまうという結果が出て、緊縮財政の必要性が如実となりました。毎年支出が増大している公設事務所、法律相談に大きなメスをいれる必要があるのではないかと感じています。また、さらに一弁、二弁の会費減額に合わせて当会の会費減額が議論されることになったことも印象的です。

大八木さんはどうですか。

大八木：理事者会などの他に、毎月の月例監査、予算編成会議、常議員会や総会等に出席しました。弁護士会館をまわって設備等の説明を受けたり、先進会員感謝慰労の会、運動会、新年式、会員集会等に参加したり、錦糸町と蒲田の法律相談センターに説明を聞きに行ったこともありました。私は会務に関して知っていることが限られていましたので、いろいろ見せていただこうと思い、できる限り参加させていただき、様々な経験をさせていただきました。

財務に関してですが、今年度は、特に貸与制世代に対する支援と一弁、二弁の会費減額の問題があり、緊縮財政の必要性が如実となりました。東弁で行っ

ている様々の事業の意義を考慮しながら、限られた財源をどのようにバランスよく配分するのか、どのように優先順位をつけるのか、会費減額をどの範囲で行うのか、様々な意見・考え方があり難しい問題であると思いました。これらは最終的には会員の皆様が決めることであり、そのために、監事の役割として、会員の皆様に財務に関してわかりやすく説明すること、関心を持ってもらうことが重要だと改めて思いました。

今年度の理事者会では、財政健全化や業務の効率性に関する議論がなされ、具体的な対応もとられました。財政健全化などの問題は単年度で解決できるものではありませんので、中長期的な視点でこれからも進めていただきたいと思います。

ところで、私達監事の大きな仕事である監事意見書の作成はこれからですね。

黒寄：監事としては、今年5月の定期総会での監事意見書が一番の仕事だと考えています。

財務に関する情報と問題点を会員の皆さんに少しでも解りやすいようにお伝えしたいと思います。1年を振り返ってというテーマですが、まだ振り返るような状況ではなくて、これからだと思っています。

大八木：最後に、1年間会長、副会長とご一緒させていただきましたが、私には会長と副会長が「チーム安井」として協力しあって仕事をされてきた印象があります。黒寄さん、この「チーム安井」のメンバーである会長と副会長の印象を一言ずつお願いできますか。

黒寄：一昔前の有吉風ニックネームを考えてみました。

安井会長 熱い情熱と細やかな気遣いの総大将

石黒副会長 キリっとした佇まい、シャープな頭脳と行動力の優しい姉御

海野副会長 やる気満々、本当はシャイボーイなおシャレ軍曹

坂口副会長 ダンディーで一寸お茶目な物知り博士

石原副会長 謙虚で誠実なお人柄の永久青年師範

市川副会長 実直でもの静かな会規会則博士、実は結構リベラル派

道副会長 絶間ない笑顔と明晰な頭脳で最高の調整役、大酒半端ない

大変、大変、失礼いたしました。

立会弁護士の意義—ブラッシュアップ研修会を通して—

骨髄等提供同意立会特別委員会副委員長 小泉 桂 (64 期)

骨髄等提供同意立会特別委員会（以下「当委員会」という）は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という）からの要請に基づき、非血縁者間における骨髄移植又は末梢血幹細胞移植について、骨髄又は末梢血幹細胞ドナー候補者（以下「ドナー候補者」という）が、骨髄提供又は末梢血幹細胞提供についての最終同意をする際のコーディネートに立ち会う弁護士の派遣業務を行っている。立会弁護士の役割は、この最終同意面談が適切に行われているかどうか、公正な第三者として確認することにある。

立会弁護士として活動するためには、当委員会が定める研修会へ参加し、骨髄等提供同意立会弁護士派遣名簿へ登録されることが必要である。本年度は、研修の一環として、2018年12月3日、講演を主としたブラッシュアップ研修会が開催された。

講演者は、第71期司法修習生の仲井間滋之氏（以下「仲井間氏」という）である。仲井間氏は、白血病患者として骨髄提供を受けた経験があり、我々立会弁護士が普段接することのできない患者の視点からの講演を頂いた。講演内容の一部を抜粋すると以下のとおりである。

白血病と診断された経緯について、仲井間氏の場合、これといった自覚症状はなかったという。ただ、お酒を飲んでも美味しく感じなかったことを、肝臓病ではないかと疑ったことが端緒というから、異変を感じた際に受診することの大切さは言うまでもない。

2008年に白血病と診断された当時、仲井間氏は会社員として働き盛りでありながら、引き継ぎもできないまま入院する。このときの治療方法は、強力な抗がん剤の投与であった。この化学療法によって寛解状態となったことから、2009年には一旦職場復帰を果たす。

ところが、2010年4月、白血病が再発する。このときも、特に自覚症状はなかったという。

化学療法だけでは再発の可能性があるかと診断されたため、仲井間氏は骨髄移植を受けることとなり、家族のHLA（白



仲井間氏講演の様子

血球の血液型）を検査するが、移植を受けられる家族は見つからず、骨髄バンクに登録する。

その後、ドナー候補者が見つかったため、仲井間氏は骨髄移植に向けて、3回にわたり大量の抗がん剤の投与を受ける。この際、白血球はすべて死滅し、免疫不全状態になることから、虫歯一本すら残せなかったとのことである。仲井間氏の場合、抗がん剤の投与の合間に虫歯を2本抜歯し、さらには親知らずも切開して抜歯したという。

2010年10月13日、仲井間氏は、ドナーから提供された骨髄（造血幹細胞）を静脈から投与する輸注によって骨髄移植を受け、骨髄は無事に生着し、現在は、フルマラソンを完走できるまでに回復しているとのことである。

ドナー候補者との最終同意面談において、移植を希望する患者がどのような状態にあるのか、立会弁護士に知らされることはなく、仲井間氏の講演は、患者側の様子を知ることのできた貴重な機会であった。また、立会弁護士として、最終同意面談に立ち会うことの意義を再確認できた機会でもあった。

2018年における当会からの最終同意面談への派遣件数は468件である。立会に協力いただいている当会会員には、この場を借りて御礼を申し上げるとともに、興味をもたれた当会会員におかれては、新規立会弁護士研修会の受講とともに立会弁護士派遣名簿への登録を強く薦めたい。

2019年度 東弁役員等選挙 次期会長は篠塚力会員

2019年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月28日（月）に公示されたが、いずれも定員以内の立候補に留まったため、予定していた不在者投票および投票は行われなかった。

当選者は、会規により2月8日（金）午後4時の経過と同時に確定し、確定後、役員当選者の当選証書授与式が2階講堂「クレオ」で行われた。



2019年度新執行部

東弁役員選挙結果

■会長選挙 当選者（無投票）

篠塚 力（36期）

■副会長選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

江坂 春彦（46期）

中西 一裕（42期）

川村 百合（49期）

村林 俊行（49期）

池田 和郎（44期）

永島 賢也（49期）

■監事選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

吉田 修（50期）

加納 小百合（47期）

※ 常議員、日弁連代議員名簿は
LIBRA4月号に掲載予定

2018年度の第2回目となる第46回市民会議が、「ヘイトスピーチの現状と当会の取り組み状況について」というテーマで行われた。

当会の外国人の権利に関する委員会の殷勇基委員、高橋済副委員長から、(1)ヘイトスピーチに関する当会のこれまでの取り組み、(2)ヘイトスピーチに関する近年の状況、(3)ヘイトスピーチと他の差別、ハラスメントとの比較、(4)人種差別撤廃条約と法律・条例、(5)ヘイトスピーチに関する現状・過去・未来、(6)当会による人種差別撤廃モデル条例案の内容、東京都人権条例との比較等について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

津山：ヘイトスピーチの規制に関して、表現の自由を守る立場としては、例えば公共施設の利用制限について、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実で明らかにした場合にのみ制限を認めるというような「迷惑要件」は必要ではないか。東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案（以下「条例案」）には迷惑要件は定められていないが、その場合集会で、何かを根拠に「〇〇人の犯罪の発生率が高い」ということを訴えたとき（より差別性が高いこともある）規制の対象に該当することになり得る。これは、最高裁の判例にも反するのではないかと思う。迷惑要件を入れて、具体的な危険性がある場合はじめて規制するというのが事前規制のあり方だ。これは、出版の事前差止めにも通じる問題なので、条例案はちょっと踏み込みすぎではないかと思う。

人種差別撤廃条約の背景を考えていったときに、ヨーロッパと日本の状況はかなり違う。オスロやパリでは人種差別によるテロで多くの人が殺されるという「ヘイトクライム」が発生しているなど、ヨーロッパの場合には現実の危険がある。ヘイトスピーチとヘイトクライムの問題は分けて考えるべきで、日本の場合、そこまでの状態が果たしてあるのだろうかという疑問に

思っている。現状であれば、侮辱罪、脅迫罪、名誉毀損罪、不法行為などの事後のサンクション、救済でも対応できるのではないか。

江川：フィリピン国籍の一家の在留資格に関する「カルデロンちゃん」の件があった当時は、ヘイトスピーチを行う団体が騒ぎはじめたところで、余りにも口汚いので、あまり触りたくない、まともに相手にするのはよくないのではないかという雰囲気もあった。今では、ヘイトスピーチは放置せずに毅然と対応しなければならないという認識は、多くの人に共通するところとなっている。

今回紹介のあった条例案が駄目ということではないが、弁護士会としても、まずは既にある法律を最大限に活用するということが、あるいは危ないなというときに警察や行政機関に今の法律の中でできることをやってもらいたい、国家公安委員会や与党に働きかけていくべきではないか。今ある法律を活用するためのロビーイング活動というのは大事であると思う。

条例を作るにしても、それぞれの自治体の与党の人たちとうまく折り合わない、東京都の条例案のように多くの点で知事に一任というような危ないものができてしまう。それぞれの自治体の与党、あるいは自治体の長との協議を、弁護士会としてもっとやってもらいたいと思う。

田中：商工会議所も、省庁や自治体に対して様々な提案をしているが、提案しただけでは一歩も前に進まず、結局は政治を動かさないと変わっていかない。条例案を出すのであれば、その条例案を説明しに行くロビー活動はどうしても必要ではないか。そうしたパイプは一朝一夕にはできないかもしれないが、ちゃんと意見を通さないと繋がっていかない。

東京オリンピックの際には外国人が多数訪れることになる。入れ墨をしている人は、公衆浴場に入れないという日本の今の慣習は、実質的に外国人は入れないということになれば差別の問題につながるのではないかなと思うが、オリンピックのときはどうなるのだろうか

出席者・市民会議委員

(7人)

*敬称略

*肩書は2018年10月10日現在

磯谷 隆也（一般財団法人ゆうちょ財団監事）
江川 紹子（ジャーナリスト）
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）
岡田 ヒロミ（消費生活専門相談員）
田中 常雅（東京商工会議所副会頭）
津山 昭英（朝日新聞社顧問）
山本 一江（消費生活専門相談員）

心配している。現在、オリンピックに向けて様々な分野で対応が検討されているが、こうした問題について本当に東京都や区が動いているとすれば、現在ヘイトスピーチ対策として弁護士会が進めている取り組みにとっても実現化するチャンスになるのではないかな。

逢見：現在、外国人労働者の受入れについて議論になっている。法務省では、これに伴い新しく出入国在留管理庁を作る方針というが、日弁連では、そうではなくて多文化共生庁を作るべきだという主張をしているということである。多文化共生のため、日本語教育や法教育をしたり、外国人の子どもの高校進学率を上げるための対策などを求めたいという話があったが、そうした議論について1つまとまったものがあるかというのではないかな。外国人労働者の受入れも、そういう要素を入れ込んで法律を作っていくか、ただ単に外国人労働力をうまく使えばいいという話になってしまう。

磯谷：条例案については、個人的には非常に理解できるし、こういうものを出していくのは、弁護士会の使命であると思う。ただ、出しっぱなしではなく、同時に一般向けの法教育を行ったり、ヘイトスピーチに対抗する裁判例を作っていくことが重要である。

特に法教育は、確信犯的にヘイトスピーチを行っている人だけではなくて、以前の大量懲戒請求の問題のときにもあったような、無自覚、無責任に追従するような人たちをどうしていくかというところでは、非常に重要になってくる。

また、ヘイトスピーチの問題については、保守を名乗る政治家や、企業人、文化人たちの側でも、「一緒にしてくれるな」という形での、それと対峙していくんだという姿勢を出していくか、なかなか効果的な状況というのは生まれてこないと思う。

東京オリンピックもあるし、外国人との共生とかダイバーシティというところがなければ、日本は立ち行かない。弁護士会としてロビーイングは困難が伴うという話があったが、それをやる効果は非常に大きいと思うので、工夫して取り組んでいただきたい。

岡田：そもそも人権というのは天賦のものであって、法律ですらそれを侵すことができないものである一方、条例は、その地域に応じたものを作るというもので、人権に関して条例を作ると地域によって人権保障がばらばらなものになりかねない。この東京の条例案は、法律家が、詰めて作っているという部分からすると、正当性があるんだろうと思う。せっかくいいものを作ったのであれば、やはり弁護士会としてそれを全国に反映させるような行動を起こさなければならないと思う。

法教育という話が出たけれども、教育は子どものときにはじめて効果があるのであって、平気でヘイトスピーチをするような人間に法教育をしても効果はないように思われる。そういう人に対しては、被害者の受けた被害に対応する加害者としてのペナルティーというものを明確にしなければならないのではないかな。その一方で、子どものときからの法教育で人権というものについての理解を徹底していく必要があると思う。

山本：そもそも生物学的には人種というものはなく、多様性に基づく文化的な違いが人種と言われているにすぎないという考え方が紹介されたが、条例を定めるということは、規制をするということなので、ヘイトスピーチに対する規制をすると、むしろ逆に人種という概念が表に出てしまうというところがある。

人種という考え方を最終的になくしていくという方向であれば、そのあたりをどのように考えていくかであるが、最終的には教育が一番大事になってくると思う。それは、従前の教育だけでは補いきれないので、啓蒙活動も含めた法教育が必要となり、弁護士会の皆さんの力が必要になってくる。ヘイトスピーチを行っている人も、自分は弱者だ、マイノリティーだと思っている可能性がある。そこで、いくらマイノリティーだとしても、そういうことは言うてはいけないということ、法教育により伝えていくということが大事であると思う。



広報委員会市民交流部会の活動紹介

広報委員会委員 市民交流部会 部会長 沖 陽介 (65 期)

岡部喜代子判事(写真中央)を囲んで

1 はじめに

広報委員会の市民交流部会では、毎年、一般公募による約30名の「市民メンバー」に向けて様々な企画を実施しています。

2018年度は、現在までに、刑事裁判傍聴、弁護士との懇談会、横浜刑務所見学、慶應義塾大学法科大学院見学、最高裁判所見学及び東京地方検察庁見学を実施し、今後は民事裁判傍聴及び裁判員体験企画を予定しています。

当部会は、これらの企画を通じて、弁護士及び東京弁護士会がどのように司法に関わっているのかを市民メンバーに伝え、弁護士を身近な存在として認識していただくことを目的としています。

以下では、本年度に実施した企画をいくつかご紹介させていただきます。

2 弁護士との懇談会

弁護士との懇談会では、市民メンバーと当部会員の弁護士が複数班に分かれ、お弁当を食べながら、市民メンバーより、弁護士や司法に対して抱えている疑問・関心のある事柄について質問等を受け、弁護士がこれに答えていきました。

懇談会后、市民メンバーからは、普段あまり接することのない弁護士の活動内容について話を聞くことができ興味深かった、日頃疑問に思っていた細かい事項にまでお答えいただき、なかなか知ることのない世界が身近に感じられたなどの感想が寄せられました。

3 慶應義塾大学法科大学院見学

慶應義塾大学法科大学院見学では、北居功法務研究科委員長から慶應ロースクールの特色についての説明を受け、実際の授業を見学した後、本郷亮教授から刑事実務基礎の体験授業を受けました。

当会会員でもある本郷教授の体験授業は、弁護士として実際に担当された控訴審での無罪事件を題材とした非常に興味深いものでした。授業は市民メンバーに対して順番に質問を投げかけるソクラテスマソッドで行われ、ロースクール生がどのような教育を受けているかを体験していただきました。

4 最高裁判所見学

最高裁判所見学は、2009年度から毎年実施しており、今回(2018年度)で10回目となりました。人気の高い目玉企画の一つです。

大法廷には厳粛な空気が漂い、この場所でいくつもの重要な判例が生み出されたのであると思いながら見学すると、何度行っても非常に見応えがあります。

また、本年度は当会出身の岡部喜代子判事から、市民メンバーから事前に集めた多数の質問に直接お答えいただく機会をいただきました。最高裁判所の判事の話聴く機会はなかなかありませんので貴重な体験をさせていただきました。

5 末尾に

弁護士のイメージアップを図る活動は様々なところで行われていますが、一般市民の中には、弁護士は堅くて相談しにくいというイメージが未だに残っています。このようなイメージを変えていく活動を個々の弁護士及び弁護士会が今後も続けていく必要があると私は考えます。

また、私は弁護士登録1年目から当部会の企画に参加してきましたが、毎年、新たな市民メンバーと接し、市民メンバーからの素朴な疑問や質問を受ける中で、普段の弁護士業務の中では発見できない問題に気付かされるなど、新たな刺激を受けることが少なくありません。

当部会は、月に1回程度のペースで企画を設けておりますので、ご興味がありましたら当部会の活動にぜひご参加いただければ幸いです。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第88回 シンポジウム「自衛隊の現状と9条改正」について

憲法問題対策センター委員 石原 修 (39期)

当会は、昨年12月22日、日弁連、一弁、二弁の共催を得てシンポジウム「自衛隊の現状と9条改正」を開催しました。昨年3月、自民党憲法改正推進本部が発表し党大会で承認された憲法改正「条文イメージ（叩き台素案）」では、特に9条関連において9条1項2項は維持しつつ、9条の2として「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。…」という改正案が示され、その改正案が国会の憲法審査会に提示されようとしている中、憲法に書き込もうとされている自衛隊とはどのような実力組織で、特に安保関連法が成立した後の自衛隊の最新の実態はどのようなものなのか、そのような自衛隊を前提にした自民党憲法改正案「9条の2」は、どのような意味も持ち、どのような事態をもたらすのでしょうか。

まず東京新聞論説兼編集委員半田滋氏に「安保体制下の自衛隊」について基調講演をしていただきました。半田氏は、2014年7月1日の閣議決定、その後の安全保障関連法により、それまでの自衛権行使の3要件が武力行使の3要件に置き換わったこと、憲法に自衛隊を明記することにより、違憲との批判が強い安全保障関連法を改定された憲法によって合憲とし、次の段階では自衛隊を「軍隊」つまり制限のないフルスペックの集団的自衛権の行使と多国籍軍への参加に踏み切ることにより、集団的自衛権行使など事実上の軍隊としての活動が拡大し、隊員数を確保するために徴兵制を採用され、予算が増額され、今でさえ怪しい文民統制が後退し、米軍との共同行動が増加する恐れがあると指摘しました。

これを受けて「憲法に自衛隊？自衛の措置？自民党憲法改正案第9条の2は何をもたらすのか」と題する



パネルディスカッションが、伊藤真会員、西田美樹会員という2名のコーディネーターの下で、東京大学法学部教授石川健治氏、評論家天木直人氏及び半田氏をパネリストとして迎えて進められました。

石川氏は、憲法9条は「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者」としている点は、内閣の閣議決定をも必要としない、まさに明治憲法の統帥権条項の復活であると指摘し、天木氏は、憲法9条は一字たりとも変えてはならず、世界に誇れる日本のアセットであり、権力者のエゴにより犠牲を被るのは国民であると指摘しました。また半田氏は、世論調査では、国民は災害時には自衛隊を最も必要としていること、石川氏は9条による財政的統制力も重要であること、そして70年間9条をそのままの形で持ち続けてきた力は、立憲主義を支えていく力となっていくと結びました。

また、アトラクションとして、昨年の日弁連が憲法詩（ポエム）を募集した「憲法を詩おうコンテスト」の金賞作品（小学生以下の部、中学高校生の部、大学生・社会人の部）の各朗読と、大賞作品「わたしのねがい」（茨城県7歳）に谷川賢作氏が作曲し、谷川俊太郎などの現代詩をうたうバンドDiVaによる昨年12月1日の授賞式での演奏を上映しました。ウェブサイトからCD音源、演奏映像及び楽譜にアクセスできます。まずはお聞きください。<https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2018/181030.html>

も っ と 知 ろ う よ ! オ キ ナ ワ !

第20回 若手会員による『沖縄訪問』報告

会員 内村 涼子 (65 期)

1 沖縄訪問企画の立案

去る2018年11月9日から11日まで、2泊3日の旅程で、当会の登録15年目までの若手会員30名ほどで沖縄を訪問しました。もともとここ数年、若手弁護士を中心に沖縄の歴史や現状の勉強会（基地や沖縄の歴史に関する映画鑑賞、基地訴訟の代理人弁護士による講演等）を不定期で開催していたところ、沖縄に行ったことがない会員から、現状を肌で感じてみたいと声が上がったことから企画したものでした。

当初は十数名程度での実施となるかと思っていたところ、これまで勉強会に参加したことのない若手会員からも参加したいとの希望が寄せられ、多数参加してくれることとなったことから、予想外の大人数となり、若手会員の沖縄の現状への関心の高さがうかがえました。

2 沖縄到着初日

～沖縄戦の現実を知る

沖縄到着初日は、平和ガイドの横田眞理子氏のガイドのもと、まず県立公文書館にてアメリカ海兵隊撮影の沖縄戦の動画（ニュース映画）を視聴しました。これは沖縄県がアメリカの情報公開制度を利用して手に入れた動画であるとのこと、大変貴重なものであり、また目を覆いたくなるシーンが散見されるものでした。参加した会員からは「沖縄戦がここまでとは思っていなかった」「アメリカ軍兵士が、日本軍か民間人か、誰が隠れているかわからないガマ（洞窟）に向かって、容赦なく火炎放射をしたり、手りゅう弾を投げ込んでいたりして、正直見ていて気持ち悪くなった」などの感想が聞かれました。

その後、平和祈念公園では資料館を見学し、また平和の礎では実際に刻銘されている方の名前を指さしながら平和ガイドさんが具体的なエピソードを話して

くださいました。

また、その後、ひめゆりの塔も訪れ、沖縄戦の被害の大きさ、戦没者の数だけでなく、中学生までもが看護師として従軍し、そして亡くなっていった現実についても実感することとなりました。



沖縄弁護士との意見交換

3 沖縄到着初日

～沖縄の弁護士との意見交換

夕方からは、那覇市内にて普天間基地爆音訴訟、辺野古基地関連訴訟、高江ヘリパッド関連訴訟など、沖縄の数々の基地関連訴訟の代理人を務める加藤裕弁護士（前日弁連副会長・沖縄弁護士会）を始めとする十数名の沖縄弁護士会所属の弁護士との意見交換と、懇親会が行われました。訴訟の現状や今後の展望などについて熱意をもってお話いただき、わずか二十数名の弁護士がこれらの訴訟を中心的に担っているという現実には驚かされました。また、常日頃から東京にいて何ができるだろうか、と歯がゆく思っていたのですが、沖縄の弁護士からは「このように東京から関心を持ってきてくれるということだけで、とても勇気づけられる」という話をさせていただき、また参加した会員からも「沖縄でしかできないこともあれば、東京でこそできることもあるのではないかと思った」との感想が寄せられ、今後参加した会員一人一人が問題意識をもって行動していくことが、沖縄の現状を

変えるにはあまりに微力ではあっても、それでも何らかの力になるのではないかと感じました。

4 沖縄訪問2日目 ～普天間基地、嘉手納基地など

翌日は、普天間基地を見下ろす嘉数高台を手始めに、嘉手納基地、キャンプハンセンなどの脇を通過しつつキャンプシュワブがあり、現在基地建設が進む辺野古まで北上しました。

嘉数高台からは普天間基地が一望でき、オスプレイが駐機している様子が見てとれました。残念ながらプロペラが回っている際の騒音の大きさを感ずることや、飛び立つ際の空中姿勢の不安定な様子を見ることはできませんでしたが、住宅街との距離の近さなどを実感することはできました。

その後、バスで、2004年に米軍ヘリが墜落した沖縄国際大学や、2017年12月に米軍ヘリの部品が落下した緑ヶ丘保育園付近も通過し、いかに基地や、基地があることによる現実の危険が日常と隣り合わせにあるのかを実感しました。

また嘉手納基地を見下ろせる「道の駅かでな」では、戦闘機の離発着は見られませんでした、その広大さを知り、沖縄本島の中心部分が基地になっていることで、東西の行き来ができない実情なども知るようになりました。

参加した会員からは「日常生活のこれほど近くで航空機が飛行している異常さを身をもって感じた」との感想が聞かれました。



辺野古テント

5 沖縄訪問2日目 ～辺野古の現状

バスは北上を続け、キャンプシュワブへと到着しました。ゲート前のテントや、海側のテントでは、座り込みを続ける方たちから辺野古での活動の現状や、工事の進捗、今後の見通しなどについて説明を受け、護岸工事が終わった部分やオイルフェンスなどをフェンス越しに確認しました。土砂投入前の訪問でありましたが、青く透き通った海と、人工的な護岸の対比が埋め立ての残酷さを際立たせているように思いました。

帰京して、約1カ月後に土砂の投入が始まったこともあり、「これほどきれいな海を、埋め立てることが理解できなかった。ニュースで自分が目にしたきれいな海に土砂が投入されるのを見て衝撃を受けた」という会員もいました。

6 今後について

参加した多くの会員から、今後も勉強を続け、東京にいて何ができるか考えたい、というような感想が聞かれました。流動的な沖縄の現状を注視しながら、今後も定期的に沖縄の現状を知る勉強会を重ねていきたいと、改めて強く思った3日間でした。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第71回 最高裁第二小法廷平成30年9月14日判決

(日本郵便(期間雇用社員ら雇止め)事件/裁判所時報 1708号1頁)

65歳を超えて期間更新しないとの就業規則等に基づく雇止めの適法性

労働法制特別委員会委員 森田 梨沙 (61期)



1 事案の概要

- (1) 被上告人Yは、旧郵政省の一部門が日本郵政公社(旧公社)に移管された後、平成19年にその郵便部門を承継して設立された株式会社である。

上告人Xらは、平成19年9月30日まで、旧公社の非常勤職員であり、同年10月1日、Yとの間で定期労働契約を締結して、これを6回から9回更新し、それぞれ時間給の期間雇用社員として、郵便関係業務に従事していた(ただし、Xらのうち1名は旧公社を経ずY社に採用)。

- (2) Yが制定した就業規則には、「会社の都合による特別な場合のほかは、満65歳に達した日以後における最初の雇用契約満了の日が到来したときは、それ以後、雇用契約を更新しない。」との定め(以下「本件上限条項」という)があった。

- (3) Xらは、期間満了の約1か月前に書面で期間満了と次回の労働条件が通知され、更新希望者は申し出るよう求められていたが、希望を明示しない場合でも更新されることがままあった。

- (4) Xらは、上記上限条項に基づき、平成23年9月30日ないし同24年3月31日に、それぞれ期間満了をもって雇止めされた。

- (5) Xらは、これに対し、雇用契約上の地位確認と未払い賃金の支払い、及び、合理的期待を違法に侵害したことを理由とする不法行為による損害賠償を求めて訴えを提起した。

2 原審までの判断

- (1) Xらの定期雇用契約は、更新回数が多数回に及ぶこと、更新を希望する場合特別の申出を必要としない運用がなされてきたこと等からすれば、実質的に期間の定めのない雇用契約と同視しうる状態になっていた。Yが、本件雇用契約について、所定の

雇用期間が満了したことを理由として、本件雇止めを行うことは、合理的理由及び社会的相当性がなく、したがって、本件雇止めは、解雇権濫用法理の類推適用により違法無効と評価される。

ただし、上限条項等に基づく更新の拒絶は、雇止めが解雇として行われた場合に解雇権の濫用に当たたる事情があるかという解雇権の濫用とは別の雇用関係の終了事由と捉えるべきものである。

本件においては上限条項が雇止めの根拠となっているところ、本件上限条項による労働条件変更についての合理性については、就業規則の不利益変更法理によって判断すべきである。

- (2) 就業規則変更及び雇止めの効力について、期間雇用社員が本件上限条項によって不利益を被ることになることは否めないが、不利益の程度は限定的なものと言わざるを得ない一方、上限条項を制定することの必要性が認められること、正社員との均衡も考慮した相当な内容といえること等を併せ考慮すると、本件上限条項の制定に合理性が認められること、本件上限条項の周知手続が採られていること等によれば、本件上限条項は期間雇用社員と会社との間の雇用契約の内容となっており、同条項に基づく期間雇用社員の雇止めは有効である。

3 最高裁の判断

原審の判断のうち、本件雇止めが適法であるとした部分は結論においては是認できるが、その余の部分は是認することができないとした。その概要は以下のとおり。

- (1) 労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、当該労働条件は、当該労働契約の内容になる(労契法7条)。

本件上限条項は、高齢の期間雇用社員について

契約更新を重ねた場合に事故等が懸念されること等を考慮して定められたものであるところ、一定の年齢に達した場合には契約を更新しない旨をあらかじめ就業規則に定めておくことには相応の合理性があり、本件上限条項は、Yの期間雇用社員について、労契法7条にいう合理的な労働条件を定めるものであるということが出来る。

また、本件規則についてはその内容をその適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続がとられていた。

以上によれば、本件上限条項の定める労働条件は、本件各有所労働契約の内容になっていたというべきである。

- (2) 本件各雇止めは、本件上限条項により本件各有所労働契約を更新しないというものであるところ、XらとYとの間の各有所労働契約は6回から9回更新されているが、上記のとおり、本件上限条項の定める労働条件が労働契約の内容になっており、Xらは、本件各雇止めの時点において、いずれも満65歳に達していたのであるから、更新されることなく期間満了によって終了することが予定されたものであったというべきである。これらの事情に照らせば、XらとYとの間の各有所労働契約は、本件各雇止めの時点において、実質的に無期労働契約と同視し得る状態にあったということはできない。

また、本件上限条項については、あらかじめ労働者に周知させる措置がとられる等しており、Xらにつき、本件各雇止めの時点において、本件各有所労働契約の期間満了後もその雇用関係が継続されるものと期待することに合理的な理由があったということとはできない。

したがって、本件各雇止めは適法であり、本件各有所労働契約は期間満了によって終了したものである。

なお、原審は、本件は解雇に関する法理の類推

により本件各雇止めが無効になるか否かとは別の契約終了事由に関する問題として捉えるべきものであるとしているが、Xらが本件各有所労働契約の期間満了時において満65歳に達していることは、本件各雇止めの理由にすぎず、本件各有所労働契約の独立の終了事由には当たらない。

4 検討

原審は、本件雇止めを、雇止め法理（注：本件当時は労契法19条未施行）によっては違法無効としつつも、本件上限条項を雇止めとは別の雇用関係の終了事由と捉えるべきとして、結果的には、就業規則変更の合理性を理由に、本件雇止めを有効とする判断枠組みをとった。

最高裁は、原審の判断を結論としては是認しつつも、本件は、Yの制定した就業規則の内容の合理性と契約内容補充効（労契法7条）が適用される事案（就業規則の変更の合理性（同10条）が問題となる事案でない）とした上で、本件上限条項を、雇止めを適法化する理由として判断しており、簡潔かつ論理的整合性のとれた判断内容になったものと評価できる。

実務との関係で言えば、本件雇止めが有効であることは第一審からの一貫した結論ではあるが、上限条項の定め方や65歳上限の運用の仕方によっては、結論が変わった可能性も否定できず、有所雇用契約の年齢による契約終了のあり方を考えるに際し、一つの参考となる判例と言えよう。本件のように労契法19条の観点からの議論が生じることを回避するには、更新の上限条項によるのではなく、満65歳をもって契約が終了するという内容の契約にしておくなどの対応も考えられる。また、仮に本件上限条項が65歳を下回る年齢に設定されていた場合、高年法や労契法20条の観点から、合理性が否定される可能性もある。慎重な対応が必要ではなかろうか。

東 弁 往 来

第62回 法テラス可児法律事務所



岐阜県弁護士会会員
根本 達矢 (68 期)

2015年12月 弁護士登録、東京弁護士会入会。
東京きぼう法律事務所にて養成を受ける。2017
年1月 岐阜県弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス可児法律事務所
(岐阜県可児市)

1. はじめに

(1) 自己紹介

岐阜県の法テラス可児法律事務所において執務をしている、根本達矢と申します。私は、2015年12月に東京弁護士会において弁護士登録をいたしました。弁護士登録の当初から、偏在対応弁護士という弁護士の役割に興味を持ち、司法過疎地等の地方への赴任を目指して、東京きぼう法律事務所に養成弁護士として入所しました。

(2) 養成事務所での活動

養成事務所では、一般的な債務整理や家事事件といった事件だけでなく、管財人業務の補助など、数多くの種類の事件に関わる機会を頂戴しました。弁護士登録直後の養成中、多種多様な事件を経験できたことは、地方赴任後未経験の事件へも怖がらずに立ち向かえる心を養うことができたという意味で、大きな糧になったと感じています。

2. 地域の紹介

(1) スタッフ弁護士として

養成中に法テラスのスタッフ弁護士の募集に応募する機会があり、2年目からスタッフ弁護士として活動することになりました。そして、2017年1月より岐阜県可児市に所在する法テラス可児法律事務所へ赴任し、現在に至ります。

(2) 可児市の紹介

岐阜県可児市は、岐阜県の中央南端に位置する人口約10万人の小規模市です。市の南西側は愛知県に接しており、名古屋からも1時間程度で到着するいわゆるベッドタウンです。その一方、市のすぐ北側には岐阜県山間部の山なみが迫っており、市内から90分ほど車を

走らせれば高山等へ行くこともできます(写真①)。

都心部へのアクセス性と、自然豊かな環境のバランスが取れた、住みやすい街であると感じています。

3. スタッフ弁護士としての活動

(1) 法テラス可児法律事務所の概要

当事務所の所在する岐阜地方裁判所御嵩支部の管内は、十数年ほど前までは管内に弁護士が1名しかおらず、弁護士1人あたりの人口が極めて多い地域でした。そのような経緯もあり、当事務所は、日本司法支援センター(法テラス)の設立当初から設置されている7号事務所(過疎地型事務所)の1つです。

法テラスの法律事務所としては、比較的歴史がある分、積み上げられてきた事務所に対する評価というものを感じることはあります。

(2) 事件傾向

いっぽう、近時は管内の弁護士が増加傾向にあり、現在はスタッフ弁護士を含め15人ほどの弁護士が管内で執務をしています。そうした経緯もあり、現在事務所に相談に来られる方の案件の大半は、法テラスの民事法律扶助制度を利用する案件となっています。事件の種類としては、債務整理の割合が非常に多く、次いで離婚や相続といった家事事件が多い印象です。

当事務所に特徴的なこととして、福祉機関経由で依頼を受け受任した案件が多いことが挙げられます。スタッフ弁護士の活動として、可



① 高山の古い町並み
可児からも90分程度で行ける

児市や周辺の自治体の福祉関係会議（生活困窮者の自立支援調整会議など）へ列席させていただいていますが、そこで取り上げられる案件はもちろん、それだけではなく福祉機関から自発的に相談の依頼が寄せられることも多く見受けられます。その意味で、当事務所は過疎地型の事務所でありながらも、民事法律扶助を中心に行う都市型事務所に類する性格が強いように思われます。

もっとも、弁護士としての受任制限は無いため、不動産関係事件（境界確定、共有物分割など）や労働事件を受任することもあり、専ら債務整理や家事事件のみを行っているというわけでもありません。

先ほど述べたとおり、管内の弁護士人口は増加傾向にありますが、当事務所への法律相談の希望（申込み）は減少せずコンスタントに寄せられてきています。そのため、弁護士人口が増加したといっても、まだまだ法律相談・事件受任の需要が供給を上回っている印象です。

(3) 司法ソーシャルワーク

先ほども述べましたが、10年近くの当事務所の歴史の中で、この地域は地域の福祉機関との連携が比較的にできている地域だと感じています。法テラスの認知度も比較的高く、地域と新たなつながりを作っていくというよりは、既存の関係性を維持するための活動が中心となっています。

もっとも、次のステップである法律相談の依頼については、特定の地域においては先述のように積極的に活用されている一方、伸びしろのある地域もあると感じています。特に、管内には山あいにある自治体もありますが、こうした地域には弁護士が常駐しておらず、法テラス可児法律事務所をはじめとした可児市の法律事務所が実質的な最寄の事務所になっています。そのため、こうした地域への法的サービスの提供や、こうした地域で活動されている福祉関係者の方たちへのアプローチが、今後の課題であると感じています。

このような問題意識から、当事務所では一昨年から昨年にかけて、福祉関係者を主たる対象者とした連続法律講座を実施しました（写真②）。福祉関係者の方に法的問題への「気づき」を持ってもらう機会としてだけではなく、連続的に（毎月1回）顔を合わせる機会を作りました。その結果、こうした山あいの地域からの法律相談の依頼も若干数ながら増えてきています。こうした地域に法的サービスを提供するための土壌を作れたことは、この講座の成果であると感じています。

また、昨年からは、国の成年後見制度利用促進基



②連続法律講座の様子

本計画に足並みをそろえる格好で、管内での中核機関設置や法人後見実施機関の立ち上げに向けての活動にも参画させてもらっています。この点については、全国でも比較的早期に取組みを始めているケースとして、機会があれば改めてご紹介できたらいいなと思います。

(4) その他の活動

これまでご説明した活動のほか、地域でのスタッフ弁護士としての活動を超えて、弁護士会の会務や任意団体へも積極的に参加をしています。

昨年から今年にかけては、県内の消費者問題に関心のある法専門家や消費生活センター職員等で構成されるネットワークの活動として、岐阜市が市内の市立中学生を対象に行った消費生活教育授業の講師を担当させていただきました。こうした形で、自分の知識や経験を活かし、地域に還元できることは、非常に充実感のある活動であると感じています。

また、スタッフ弁護士としては、スタッフ弁護士の共助組織（組織内委員会）の委員長を拝命し、約1年間委員長としての業務を行う予定となっています。通常業務の合間の活動であり、決して楽な活動ではありませんが、組織の意思決定に主体的に関わる経験は、将来事務所を運営していくうえでの礎になる貴重な経験だと感じています。

4. むすび

1年足らずの経験で何ができるのか、不安も大きかったというのが、赴任当初の正直な感想です。それでも、東京弁護士会での養成中に多様な経験をし、弁護士として「揉まれた」経験があったからこそ、不安を抱えながらも一歩ずつ前に進んでいくことができたのだと思っています。今こうして、偏ら対応弁護士という自分の思い描いていた弁護士像に沿った活動ができているのは、赴任先である岐阜県弁護士会会員や福祉関係者の方々、そして養成時代にお世話になった東京弁護士会会員や関係者の方々からたくさんのご指導ご鞭撻を賜った結果と感じており、感謝に堪えません。

今後も、東京弁護士会から才気あふれる弁護士が養成され、全国で活躍の場を拡げていくことを期待しています。

第76回

地方の若手弁護士に聞く ～拡大版！広島弁護士会 編～

新進会員活動委員会委員 川端 実 (69期)

新進会員活動委員会では、全国各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を定期的に行っています。今回は、拡大版第8弾として、広島弁護士会の若手弁護士から広島の若手弁護士の実情を伺いました。

——広島弁護士会における若手弁護士に対する支援制度の概要を教えてください。

● 制度の概要

広島弁護士会は、平成30年2月時点で会員数579名であり、ある程度会員同士の顔が見える関係にあります。そのため、個人的なつながりで事件を紹介してもらったり、事件処理に関する相談ができたりする状況となっていると考えられ、制度や取組みについて対象を若手に限ったものというのは少ないです。

ただ、若手に対する支援として挙げられるものとして、会員サポート窓口制度、幹事制度、委員会活動、弁護士会費の減額、研修制度、刑事事件のチューター制度及び自主受任制度があります。

● 会員サポート窓口制度

この制度は、会員が30期から50期代の弁護士に対して様々な相談をすることができるという制度です。対象は若手に限られず全ての会員が利用できますが、個別の事件処理を除いて様々な相談をすることができるということで、間接的に若手に対する支援になっていると思われます。その一方、事件そのものの処理については相談をすることができないので、使い勝手の悪い部分もあるという意見もあります。

● 幹事制度

この制度は、広島弁護士会独特の制度だと思われますが、弁護士会が開催するイベントの幹事をその年の入会同期が幹事となって執り行うという制度です。入会の同期が様々なイベントの幹事をすることによって同期間の会員の繋がりができるという意味で、間接的に若手の支援になっています。

● 委員会活動

広島弁護士会では、事実上希望した委員会に所属できます。委員会の活動をしていく中で縦や横の会員間の繋がりを形成することができますから、委員会活動も間接的に若手の支援になっています。

● 弁護士会費の減額

広島弁護士会では、いわゆる谷間世代（修習65期から70期）に対する支援として、弁護士会費の減額を行っています。具体的には、月額6000円を登録後10年間減額しています。

● 研修制度

広島弁護士会では様々な研修会を開催しています。例えば、破産管財人や成年後見人名簿登録要件としての研修会等があり、これらの研修会も若手の支援になっているといえます。

● 刑事事件におけるチューター制度

この制度は、一定程度経験のある弁護士が初年度登録の弁護士と一緒に刑事事件の処理を行うというものです。具体的には、チューター弁護士の当番弁護士に1回連れて行ってもらうこと、新人弁護士が受けた事件について、被疑者段階の弁護1回分、被告人段階の弁護1回分、チューター弁護士が書面を見たり傍聴に行ったりしながらアドバイスをするというサポートを行うことがその内容となっています。

このチューター制度については、主として刑事弁護センター委員会の幹事等を務める弁護士がチューター役を務めることとなっていますが、近年、広島弁護士会に新規登録



広島弁護士会の若手会員たちと、

をする弁護士は十数名程度のため、上記委員等で難なくチューター役を回しています。

● 自主受任制度

この制度は、刑事事件の当番弁護・国選弁護配点に関する制度で、希望者が優先的に配点を受けることができるというものです。

自主受任制度を使えば優先的に刑事事件を受任でき、制度をフル活用すれば年間30件くらいの受任が可能となりますので、若手の経済的な支援が図れることになります。

—— 東京弁護士会との比較についてご意見・ご感想をお願いします。

● 広島の特徴

東京のように専門化が進んでいるような印象はありません。どの弁護士もほぼ例外なく幅広い分野に満遍なく対応できる弁護士が多いといった印象です。

その他、特徴としては原爆症の認定訴訟があるというのが特徴的だと思います。

● インハウスローヤーについて

広島のインハウスローヤーの人数は、9人程度です。インハウスローヤーだからといって弁護士会内で特別な扱いはなく、通常の弁護士と変わらないと思います。

会社内（団体内）で上司に弁護士がいることはなく、会社内（団体内）に弁護士は1人しかいないのが一般的だと思いますが、ほとんどの場合顧問弁護士がいるので、何か困ったときは顧問弁護士と相談しながらの業務を行っている状況です。

● 委員会、会派活動について

広島弁護士会には委員会が五十数個あるといわれています。PTや部会も入れれば100個くらいになるはずです。したがって、広島弁護士会では一人の弁護士が複数の委員会

に所属しているのが通常です。

一方、広島弁護士会には、東京のような会派活動はありません。

当委員会の感想

広島弁護士会では若手弁護士のみを対象とする支援制度や取組みはほとんどないということでしたが、若手弁護士向けの支援が不十分なわけではなく、会員同士の顔が見えるからこそ別の形で上の期の弁護士がきちんと支援をしてくれているという印象を持ちました。弁護士会費の減額についても全国的には珍しいものではないといえるものの、広島弁護士会では登録後10年間の会費減額という直截的な経済支援も行われているようです。

また、当番弁護・国選弁護が若手に多く回ってくる上に自主受任制度を活用しているためか、若手の弁護士にもかわらず想像以上に刑事事件でいろいろ経験をされているという印象を受けました。凶悪事件が多い印象であるとか反社会的勢力の事件が多いということも東京にはない現象です。

当会では広島弁護士会のように個人的なつながりで仕事を紹介してもらったり事件処理に関する相談を行ったりすることは難しいかもしれませんが、クラス別研修等の会による支援策や委員会活動・会派活動がこれに代わるものですので、当委員会としても研修や委員会に参加せず（できず）、かつ、無会派の若手弁護士に対してどのような支援策を行うことが有効かをさらに検討したいと考えております。

当委員会では、今後も地方弁護士会の若手弁護士と交流し、当該地方の若手の実情を詳しくご報告したいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

24期(1970/昭和45年)

往時茫々

会員 小野瀬 有 (24期)

24期の修習生は、前期を紀尾井町の研修所で受け、後期を旧岩崎邸の敷地にできた湯島で受けた。この点で、2つの研修所を経験した唯一の期である。以来、かれこれ50年近くになり、まさに往時茫々の感があるが、年を経るほど思い出がよみがえってくる。

実務修習地は、国内短期留学のつもりで京都を選んだ。端的に言えば、短期遊学というのが本音である。

最初の実務修習は、弁護修習から始まった。京都の特色として、2人の弁護士について指導を受けたが、担当になった1人は、北白川の自宅を事務所として半ば引退した弁護士であったので、出廷のない時以外は、裁判所と道路ひとつ挟んだ所にある坪野法律事務所において、後に京都弁護士会の会長となった坪野弁護士のもとで指導を受けた。

同事務所の特色としては、企業法務よりも市井の人や働く人の弁護をすることに重点があり、この人たちに寄り添った活動をするを身近に体験できたことは、その後の法曹としての原点となっている。本来の修習以外にも、同弁護士にはひんぱんにご自宅で食事をいただき、京都市内の名の知れた飲食店に連れて行っていただいた。

弁護修習における行事として、12月恒例の南座顔見世歌舞伎を造詣の深い弁護士の案内により観劇した。初めての歌舞伎であったが、これに触発されて、以来50年近くにわたる趣味となっている。

次の検察修習は、座学と取り調べ、法廷立会とあるなかで、当時、修習生が検面調書を作成することは是非が論議されていた。比較的軽易な事件の在宅の被疑者に対する取り調べをしたが、取り調べのまねごとのようなもので、とうていそのまま検面調書に

なりうるものではなかったので、その議論の対象外であった。

検察修習で特に印象に残るのは、修習生に対する厚遇である。修習生のために特別にグリーン車を一輛連結して、形ばかりの福知山の操作場を見学した後、天の橋立への一泊旅行、一般には予約制の修学院離宮や桂離宮の見学、雪の三千院への参拝などである。京都にいればこそといえるものかもしれないが、このような厚遇は、任官予定者のみにとどまらず、法曹の選良の意識を醸成させるものではないかと思ったものである。

裁判修習は、民事・刑事の順で受けたが、その頃、裁判官は両部とも週の半分は宅調日としていたので、修習生もおのずから裁判官の出勤する日だけ登庁し、それ以外は自由時間であった。

京大法学部を出て、芥川賞を受賞したある作家が、京都は寺社仏閣ばかりで若者が行くところはあまりないので、遊ぶことよりも読書に集中できたと書いている。私の場合は、この逆で、京都に来訪した多くの友人たちを案内しては寺社仏閣めぐりをしたものである。また、裁判官の有志が習っていた小料理店での謡曲のおさらい会を見学させていただき、その後の会食もともにした。

前期と後期の研修は7組であったが、仲のよいクラスであり、今でも毎年、旅行会を催し、各地の名所や温泉を訪ね、旧交を温めている。

修習の2年間は、いわばモラトリアムのようなものであったが、逆に、そのことがその後の長い法曹としての活動の原動力と業務外の日常生活の糧となっているように思っている。

フットゴルフ

会員 松久 僚成

1 社会人と言えば

2019年に入り、弁護士としての1年目が経過したが、私にとって昨年は、社会人としての1年目でもあった。

勤務開始前は、社会人になった自分をイメージするのがなかなか困難であった。あえて言うのであれば、身分の説明が格段に楽になると思っていた程度である。世間では「司法修習生」を知らない方が圧倒的多数であり、司法修習生時代は人生で一番自己紹介に悩まされた1年であったと思う。

もっとも、「社会人と言えばゴルフ」という勝手なイメージは抱いており、小学生の時からサッカー筋の私も、仕事の付き合いとして、もしくは新たな趣味の一つとして、週末にゴルフ場をまわる日がいずれくるのであろうとぼんやり考えていた。ところが、社会人1年目にして早速、中学校の部活の先輩らに誘われて、ゴルフ場デビューを飾ることとなった。

ただし、フットゴルフで、である。

2 フットゴルフ

フットゴルフとは、端的にいうと、ゴルフとサッカーが融合した競技である。各プレイヤーは、各々のサッカーボールを蹴って、ホールに入れるまでの回数を競う。

私がプレーした場所は、本来は通常のゴルフをプレーするためのゴルフ場であった。フットゴルフ用のグリーンとホールが通常のゴルフ用のグリーンの脇に設けられているが、ティーグラウンドは共通である。また、私たちの前後のプレイヤーは、通常のゴルフをプレーしていた。

ホールは通常のゴルフに比べて圧倒的に大きな設計となっており、大体の方向が合っていれば入るように見えるのであるが、実際にプレーしてみると、これが想像以上に難しい。芝の具合ですぐに軌道がずれるうえ、

グリーンに乗ったあとは普通のサッカーではありえない弱さで蹴ることもある。

とはいえ、テレビのゴルフ中継で見るとようなあの壮大な環境の中でサッカーボールを蹴るというのは、なかなか爽快であった。

3 引き出しを増やす

私のゴルフ場デビューは、まさかのフットゴルフによるものであった。正直、先輩に誘われるまで、その競技名すら知らなかったものである。そのような形でゴルフ場に足を踏み入れるとは、1年前の私には全く想像できなかった。

しかし、思い返してみれば、この社会人1年目の1年間は、許認可申請のために日本銀行を何度も訪問したり、偶然にも交渉の相手方が弁護修習で私の指導担当を務めておられた弁護士であったりなど、事前にどれだけ想像を膨らませていても当たらないことばかりであったと思う。

私は、最初の数年はとにかく様々な経験を積んで、自分の中の引き出しを増やしていきたいと考えている。日々の法律相談においても、初めて経験する事案に直面することや、中身をよく知らなかった法律の検討が必要になることは少なくない。そして、それは今後弁護士としてどれだけキャリアを積んでも変わらないことであると思う。その際に、類似の事例や応用できる過去の経験が自分の中にストックされていれば、最良のサービスを提供することができるはずである。

社会人1年目は、見るものすべてが新鮮であることを差し引いても、多様な経験を積むことができた。2年目も、新しい経験をたくさん積むことができると期待している。

『アメリカとヨーロッパ 揺れる同盟の80年』

渡邊啓貴 著 中公新書 820 円 (本体)

見落としていた知識を補充し
既存の個別知識を整理

会員 内野 真一 (57 期)



私の読書は、実学系の新書が中心で、書店で眺めて、これはあまり知らないな、などと感じると、購入して読んでいた。読んで物事を理解吸収し、そこから何かを考えるということ自体、分野にかかわらず嫌いではなく、ほとんど勉強しなかった一般教養の補充の意味もあり、特定のジャンルに絞っているつもりはなかったが、自宅の本棚を眺めてみると、歴史ものが多い傾向ではあった。

個人的に感心した本は、大体万人受けするものではないと思われ（例えば、新城新蔵氏の「戦国秦漢の暦法」とか）、実は「お薦め」はしにくい。今回紹介する本は、直近読んだ本の中で、私が読む典型的なものにして、比較的紹介しやすいと思うものである。時折、独りよがりな曲筆にぶつかり、読んでいて腹立たしくなったり、竜頭蛇尾で呆れることもあるが、この本は、その種の心配はいらないと思われる。

この本は、第二次大戦後の現代史について知識が不足していた印象であったこともあり、読んでみた本である。概要は、主に第二次大戦後から直近までのアメリカとイギリス、フランス、ドイツなどヨーロッパ諸国の同盟関係を中心として描かれている。どちらかというとヨーロッパの視点から描かれている。

イギリス、フランスがヨーロッパの復興と平和のためアメリカを招き入れ、冷戦とともにアメリカの覇権的協力関係、それも、軍事・安全保障の次元だけで

はなく、政治・経済・文化・価値規範を含む包括的な同盟関係に発展していったこと、ヨーロッパがアメリカのコミットを強く望み、アメリカは通常戦力の不足を戦術核兵器に力点を置く形で補ったこと、デタント、中東危機、冷戦終結など時系列に沿いながら、競争、摩擦や離反、対立など同盟関係がときに動揺しながらも、決定的な決裂には至らず国際秩序が維持されてきたことなどが描かれている。

筆者は、その基礎に、キリスト教的な歴史・価値規範・思考行動様式を共有する共通文化圏であることにして、近代以後米欧諸国が世界秩序の形成と維持に対する責任感と自負を共有してきた2つの暗黙の共通認識があると指摘する。

コンパクトにまとめられており、その分、掘り下げる多くはないが、ヨーロッパ現代史を全体的に鳥瞰し、見落としていた知識の補充と既存の個別知識を整理する機能性は高いと思われる。

また、日本外交、特に日米関係を考える上で大いに参考になると考えられることが執筆の動機の1つだったそうである。ただ、筆者による比較論は、この本には論述されていない。そこは、読者に委ねているということだろう。確かに、読んでいて、ある程度シンメトリックな関係にありそうなことは感じられ、日米同盟を理解した方がいいのであればこのあたりもある程度は押さえておいた方がよさそうでもある。



かたいイシによる苦痛との戦い

会員 横山 裕一 (70 期)

1 2017年12月に弁護士登録をしてから1年が経過し、弁護士業務がいかなるものかということが少しずつ身体に浸透し始めた。頭での理解や整理は未だ追いつかず右往左往する毎日ではあるが、身体の方はリズムをつかみ始めたらしい。

登録直前、勤務先事務所にスペースを確保するため、記録を整理することから始まった。紙の詰まった段ボール箱は石のように重く、中腰の姿勢で車から出し入れする作業に大変な苦勞をした。

年が明けたあたりから事件を担当したり新人研修が始まったりと弁護士としての活動が本格化してきた。しかし、この頃からどうも腰に痛みを感じるようになり、長時間の打合せが次第に辛くなってきた。記録整理の時に腰を痛めたのであろうかと思えば、記録整理の様子を見たが、酷くなるばかりであったため整形外科にかかるも異常は見られず、経過観察することになった。その後、寝起きに中腰の姿勢が取れない、電車移動時の座席の振動が腰の痛みを誘発する、車の運転中に複数回痛み止めを飲む、というような日常生活への支障を生じるようになっていった。

2 腰痛に苛まれながらも5月のGWを満喫し終え事務所勤務していたときに変化が起きた。それは見事としか言いようのない、まごう事なき血尿で、初めての事態に混乱しながらもすぐに病院に行くことにした。ある人から「東京都医療機関案内ひまわり」というサービスを紹介され、電話で所在地・探している診療科を伝え、その日に診療可能な近場の病院を紹介して頂いた。やはり「ひまわり」とは何とも頼りになるサービスであろうか。

診察の結果、腎臓に3つの結石があることがわかった。いわゆる尿路結石というもので、腰痛の原因もおそらくこの結石であるとのことだった。

3 原因がわかりホッとしたものの、噂に聞く結石の痛みにおびえる毎日であったが、そのときは突然やってきた。7月の休日の朝に突然下腹部に刺すような痛みが走る。痛みの感覚からしてお腹を下しているのだらうと思いトイレを済ますも痛みが引くことはなく、むしろ増悪し始めた。ついには「痛い、痛い」とまるで怨嗟の声を吐き出すかのように苦しみの声を出し続け、ベッドの上でのたうち回った。結石があることを知らなければ確実に救急車を呼んでいたであろうが、悲しいことにこの痛みは堪えるほかないとわかっていたので、痛みが治まるまでの数時間を堪えた。2度目に激痛に襲われたのはお盆休み前、面会交流の立会い中であった。痛みの予兆を察知して早めに痛み止めを服用したもののそれで太刀打ちできるはずもなく、面会交流が終了し次第即座に帰宅し、そこから十数時間ほどまたのたうち回った。

数日後、結石はあっけなく体外に排出された。その大きさは約8mmで、まるでこの世の憎しみを結晶化し人体を傷つけるために誕生したかのような悪魔的な形状をしていた。



悪魔的な形状のイメージ

4 統計によると、男性は7人に1人の割合で罹患するようで、当会会員でいえば900人以上が罹患する計算となり、同じ経験をされた方も多数いらっしゃるはずなので、是非とも苦勞話を交換したく思う。

体内には未だ2つの結石が装填されており、固い意思をもって硬い石とともに歩む弁護士生活はもうしばらく続きそうである。

vol.11 ゴルフ倶楽部

東京弁護士会ゴルフ倶楽部への誘い

東京弁護士会ゴルフ倶楽部 代表(総務)幹事 松尾 慎祐 (49期)

東京弁護士会ゴルフ倶楽部(通称:東弁ゴルフ)は、1961年(昭和36年)第1回例会開催以来、2018年(平成30年)末までで実に336回の例会(競技会)を重ねてきました。また、2017年(平成29年)には、東京弁護士会から3番目の公認同好会の認定を受けました。

当倶楽部は、以前は腕に自信のある会員ばかりで敷居が高いという噂がありましたが、現在はアベレージゴルファーの方々を中心となっており、今年度は新規入会者も多く、和気あいあいとした雰囲気です。

当倶楽部の現在の会員数は約150名で、各例会では、毎回20名を超える会員が参加されています。会員の年齢及び修習期は、30代から80代、10期代から60期代までと幅広く、女性会員もおります。最近では、60期代の会員も数多く参加されており、スコアも70台から100を超える方まで様々です。昔は、東弁ゴルフは、ルール・マナーにうるさく、怖い先輩がいるので、参加するのはちょっと躊躇するという声もありましたが、そんなことはありません。ルール自体は、「ノータッチ、OKバットなし」で行ってありますが、最低限のゴルフマナーとスロープレーに気をつけてくれてゴルフをやる方であれば誰でも参加できます。

年6回の例会(競技会)は、会員のご紹介のおかげで、通常ではなかなかラウンドできない関東の名門ゴルフコース(平成30年度実績:霞ヶ関CC、相模CC、飯能GC、軽井沢GC、小金井CC、我孫子GC)で実施しております。また、最近では2年に1

度マッチプレートーナメントや有志による研修会を実施したり、第二東京弁護士会との対抗戦、毎年川奈GC富士コースで開催される全国法曹ゴルフ大会や関弁連所属の単位会が持ち回りで幹事を行う関弁連ゴルフ同好会への参加などの対外活動も積極的に行うなど、広く交流をはかっています。因みに、2018年(平成30年)の関弁連ゴルフ同好会大会は、東京三会が合同主催で多摩CCにて開催し、東京弁護士会が第二東京弁護士会に僅差で競り勝ち、団体優勝を果たしております。

ゴルフ好きの方、是非東弁ゴルフと一緒にラウンドしませんか。

入会ご希望、お問い合わせは、以下の連絡先までご連絡下さい。

東京弁護士会ゴルフ倶楽部のご案内

1 入会資格

東京弁護士会会員

2 年会費

1万円(但し、初年度は無料)

3 例会費

6千円

4 例会

年6回(毎年3月から12月の平日)

5 お問い合わせ先

省略



法律学・法哲学

『地球社会法学への誘い』山内惟介／信山社
『法多元主義 交錯する国家法と非国家法』浅野有紀／弘文堂

外国法

『日本とドイツにおける株式会社法の発展』高橋英治／中央経済社
『米国ディスカバリの法と実務』土井悦生／発明推進協会
『台湾会社への投資・経営の法務 実務上よくある質問に答える』萬國法律事務所／五南圖書出版
『インドネシアのビジネス法務』西村あさひ法律事務所／有斐閣
『要点解説米国特許実務入門』木梨貞男／発明推進協会
『インド特許実務ハンドブック』安田恵／発明推進協会
『児童福祉と司法の間の子の福祉 ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携』岩志和一郎／尚学社

憲法

『マッカーサーと幣原総理 憲法九条の発案者はどちらか』大越哲仁／大学教育出版
『教養のためのセクシュアリティ・スタディーズ』風間孝／法律文化社
『詳説天皇の退位 平成の終焉』飯田泰士／昭和堂
『新・情報公開法の逐条解説 第8版 行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法』宇賀克也／有斐閣

行政法

『工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 平成30年版 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による』公共建築協会／公共建築協会
『工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 平成30年版 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による』公共建築協会／公共建築協会
『工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による』公共建築協会／公共建築協会
『必携用地補償実務便覧 2019』公共用地補償機構／大成出版社
『新時代の水とひとの生き方「水防災意識社会」の再構築に向けて』水管理・国土保全研究会／大成出版社

消防法

『通知でわかる消防用設備の設置免除・緩和措置 消防法施行令第32条の特例 消防設備設置基準研究会／新日本法規出版

税法

『税金ガイド 30年版 英和対照』川田剛／財経詳報社
『元審判官が教える!! 国税・地方税の審査請求の実務 知って得する審理プロセス』佐藤善恵／ぎょうせい
『AI・ITの進化と税務』中央経済社／中央経済社
『租税法と民法』金子宏／有斐閣
『一問一答新しい都市農地制度と税務 生産緑地の2022年問題への処方箋』佐藤啓二／ぎょうせい
『資産税実務問答集 平成30年11月改訂』福

居英雄／納税協会連合会

『Q&A 企業組織再編の会計と税務 第7版』税理士法人山田&パートナーズ／税務経理協会
『最新の判決例から学ぶ役員退職給与の税務完全理解』大阪勉強会グループ／日本法令
『減価償却実務問答集 平成30年11月改訂』後藤加寿弥／納税協会連合会
『図解所得税 平成30年版』中戸川誠／大蔵財務協会
『一般社団・財団法人の税務と相続対策活用 Q&A 新版 寄附による資産移転で大切な財産を生かす』平松慎矢／清文社
『組織再編税制をあらためて読み解く 立法趣旨と保護法益からの検討』白井一馬／中央経済社
『相続税・贈与税取扱いの手引 平成30年10月改訂』浜野靖史／納税協会連合会
『10%対応消費税の軽減税率と日本型インボイス制度 改訂新版』熊王征秀／税務研究会出版局

地方自治法

『自治立法綱要』石毛正純／ぎょうせい

民法

『人間の学としての民法学 1 構造編：規範の基層と上層』大村敦志／岩波書店
『人間の学としての民法学 2 歴史編：文明化から社会問題へ』大村敦志／岩波書店
『人間の尊厳と法の役割 民法・消費者法を超えて』河上正二／信山社
『新・法人登記入門 増補改訂版』テイハン
『担保物権法 第2版』生熊長幸／三省堂
『一問一答相続法改正と金融実務』金融取引法研究会／経済法令研究会
『基礎から分かる改正相続法の実務ポイント解説』大坪和敏／大蔵財務協会
『Q&A改正相続法のポイント 改正経緯をふまえた実務の視点』日本弁護士連合会／新日本法規出版
『Q&A改正相続法の実務 新制度がこれ1冊でわかる』東京弁護士会法友会／ぎょうせい
『詳解相続法』潮見佳男／弘文堂
『世界の空き家対策 公民連携による不動産活用とエリア再生』米山秀隆／学芸出版社
『キーワードからひもとく権利登記のポイント 元登記官の視点』青木登／新日本法規出版
『先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務』後藤浩平／日本加除出版
『登記原因証明情報と不動産登記をめぐる諸問題』藤原勇喜／テイハン
『境界の理論と実務 改訂版』宝金敏明／日本加除出版
『Q&A 登記手続と登記簿等の見方 これだけは知っておきたい、今さら人に聞けない』山本芳治／アズミ

商事法

『会社法 第2版』田中巨／東京大学出版会
『勝利する企業法務 新訂版 法務「戦術」はゴールから逆算せよ!』湊総合法律事務所／第一法規
『株式評価実務必携 平成30年11月改訂 図解と個別事例による』井上浩二／納税協会連合会
『非公開株式評価実務マニュアル』梶野研二／新日本法規出版
『経営者報酬の実務 実効的なガバナンスの構築からグローバル展開まで』櫛崎隆亮／中央経済社
『役員報酬改革論 増補改訂第2版 日本経済復活の処方箋』神田秀樹／商事法務
『一般事業会社・銀行をめぐる判例とガバナンス

リスク管理の原点から』吉井敦子／中央経済社
『コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析 平成30年版』森濱田松本法律事務所／商事法務
『株主総会日程 平成31年版 会社規模・決算月別/中間決算』別冊商事法務編集部／商事法務
『生命保険判例集 (CD-ROM) 第22巻』生命保険文化センター

刑法

『刑法総論の理論と実務』小林憲太郎／判例時報社
『講義刑法総論 第2版』関哲夫／成文堂
『刑事責任能力論』竹川俊也／成文堂
『ネットワーク犯罪と刑法理論』渡邊卓也／成文堂
『犯罪被害者支援実務ハンドブック 補訂版 被害者参加 損害賠償命令を中心に』第一東京弁護士会犯罪被害者に関する委員会／東京法令出版
『刑事弁護人のための科学的証拠入門』科学的証拠に関する刑事弁護研究会／現代人文社
『年報・死刑廃止 2018 オウム死刑囚からあなたへ』年報死刑廃止編集委員会／インパクト出版会
『刑事司法ソーシャルワークの実務 本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働』千葉県社会福祉士会／日本加除出版

司法制度・司法行政

『新しい法科大学院改革案 AIに勝つ法曹の技能』遠藤直哉／信山社
『九州における裁判所支部・簡裁の実情 第8回 2017年1月21日 九弁連支部交流会より』九州弁護士会連合会司法改革に関する連絡協議会
『九州における裁判所支部・簡裁の実情 第9回 2018年3月17日 九弁連支部交流会より』九州弁護士会連合会司法改革に関する連絡協議会
『新弁護士懲戒論 為すべきでない懲戒5類型をすべき正当業務型』遠藤直哉／信山社

訴訟手続法

『弁護士の現場力 民事訴訟編』高中正彦／ぎょうせい
『民事訴訟法 第6版』伊藤真／有斐閣
『最新裁判実務大系 10 知的財産権訴訟1』高部真規子／青林書院
『最新裁判実務大系 11 知的財産権訴訟2』高部真規子／青林書院
『民事反対尋問のスキル いつ、何を、どう聞くか?』京野哲也／ぎょうせい
『事実認定体系 新訂 契約各論編1』村田渉／第一法規
『事実認定体系 新訂 契約各論編2』村田渉／第一法規
『事実認定体系 新訂 契約各論編3』村田渉／第一法規
『要件事実商法 第4版 1 総則・商行為1』大江忠／第一法規
『要件事実商法 第4版 2 商行為2・海商1』大江忠／第一法規
『要件事実商法 第4版 3 海商2』大江忠／第一法規
『民事執行及び民事保全制度における供託実務事例に基づく執行供託を中心に』森野誠／日本加除出版
『破産法・民事再生法 第4版』伊藤真／有斐閣
『こんなところではつまらない! 破産事件21の

メソッド』東京弁護士会親和全期会／第一法規
『実践調停面会交流 子どもの気持ちに寄り添う
調停実務』片岡武／日本加除出版
『交通事件犯罪事実・情状意見記載例集 第2
版 すぐに役立つ・わかりやすい』交通事故・事
件捜査実務研究会／立花書房
『袴田事件これでも死刑なのか』小石勝朗／現
代人文社

経済産業法

『電子取引時代のなりすましと「同一性」外観
責任』臼井豊／法律文化社
『新・判例ハンドブック 情報法』穴戸常寿／日
本評論社
『中小企業の事業承継と事業再生』事業再生研
究機構／商事法務
『中小企業の法務と理論 労働法と会社法の連
携』水島郁子／中央経済社
『電力事業における信託活用と法務 金融・資金
調達から契約・税務・会計まで』稲垣隆一／民
事法研究会
『MSA財務デューディリジェンス』デロイトト
マツファイナンシャルアドバイザリー合同会社／
清文社
『人口減少・高齢化・少子化の同時進行の下で
の日本経済と金融』トラスト未来フォーラム
『仮想通貨の会計・税務・監査』PwCあらた有
限責任監査法人／中央経済社
『仮想通貨法の仕組みと実務 逐条解説／自主規
制団体・海外法制／会計・監査・税務』畠山久
志／日本加除出版
『マネロン・テロ資金供与リスクと金融機関の実

務対応』今野雅司／中央経済社
『買収ファイナンスの法務 第2版』大久保涼／
中央経済社

農事法

『農地登記申請MEMO』青山修／新日本法規
出版

労働法

『ケーススタディ職場のLGBT 場面で学ぶ正し
い理解と適切な対応』寺原真希子／ぎょうせい
『日本の労働法政策』浜口桂一郎／労働政策研
究・研修機構
『「優良企業」でなぜ過労死・過労自殺が? 「ブラ
ック・アンド・ホワイト企業」としての日本企業』
野村正実／ミネルヴァ書房
『先進企業の新人事制度事例集 12社の取り組
みに学ぶ転換期を乗り切る仕組みと工夫』労務
行政研究所／労務行政

社会保障法

『社会保障法』笠木映里／有斐閣
『世界の社会福祉年鑑 2018 国際ソーシャルワ
ークと社会福祉』宇佐見耕一／旬報社
『氷川下セツルメント史 半世紀にわたる活動の
記録』氷川下セツルメント史編集委員会／エイ
デル研究所
『変わる福祉社会の論点』増田幸弘／信山社
『生活保護手帳 2018年度版』中央法規出版
『学校プラットフォーム 教育・福祉、そして地
域の協働で子どもの貧困に立ち向かう』山野則
子／有斐閣

衛生・環境法

『平成30年食品衛生法等改正の解説 逐条解
説・段階施行対応版』中央法規出版
『現代環境規制法論』北村喜宣／上智大学出版

社会保険法

『就労にまつわる障害年金請求・相談のポイント』
高橋裕典／日本法令

国際法

『横田喜三郎 1896-1993』片桐庸夫／藤原
書店
『涉外相続・不動産登記・会社取引等で役に立
つ英文の法律・法的文書作成に関する実践と書
式 宣誓供述書・証明書・通知書・届出書・許
可書・誓約書・保証書・捺印証書・売渡証書・
売買契約書・贈与書・委任状・遺言書・遺産
分割協議書・株主総会議事録・信託証書等に
おける英文・日本語の作成・翻訳』石田佳治／
日本加除出版

医学書

『エンドウロロジー』山本新吾／メジカルビュー社
『膝MRI 第3版』新津守／医学書院
『セーフティテクニック心臓手術アトラス』
Ardehali, Abbas／南江堂
『シュロスバークの臨床感染症学』Schlossberg,
David／メディカルサイエンス・インターナショナル
『「早わかり」消化器内視鏡関連ガイドライン
2018』消化器内視鏡編集委員会／東京医学社
『こんなときどうする? PCIトラブルの対処術』
Grüentzig Club／南江堂